

いじめ対応の手引き

第1章 「いじめの理解」	1	第5章 「いじめへの適切な対応と 解決に向けて」	17
1 いじめの定義		1 組織的な対応のために	
2 いじめの態様		2 事案対処のための学校いじめ対策組織	
第2章 「いじめを許さない学校づくり」 ...	4	3 いじめ発見時の(緊急)対応	
1 いじめ防止のための体制づくり		4 いじめが起きた場合の対応	
2 いじめ防止等の対策のための組織		5 いじめの解消に向けた対応	
3 教育相談体制の充実		6 関係機関や専門家との連携	
4 校内研修の充実		第6章 「重大事態への対応」	24
5 学校評価を生かしたPDCAサイクルの確立		1 重大事態とは	
第3章 「いじめの未然防止のために」	9	2 重大事態の調査に当たって	
1 温かい人間関係づくり		3 重大事態への対応例	
2 アセスメント(見立て)の重要性 ～アセスメントツールの活用～		4 不登校重大事態への対応	
3 人権教育の充実		第7章 「いじめ対応の事例」	27
4 道徳教育の充実		1 小学校の事例	
5 体験活動の充実		2 中学校の事例	
6 児童生徒が主体となったいじめ防止活動の 推進		3 高等学校の事例	
7 学校いじめ防止プログラム例		4 特別支援学校の事例	
第4章 「いじめの早期発見」	15		
1 早期発見のための手立て			
2 アンケート調査の実施			

平成31年3月
青森県教育委員会

本冊子の発行と活用について

いじめの問題は子どもの人権に関わる大きな問題であり、その対応は学校における最重要課題の一つとなっております。本県ではこれまでも「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」という認識のもと、いじめの防止等のための対策の充実を図り、子どもたちが安心、安全に過ごせる環境づくりに努めてまいりました。

平成29年3月に、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを踏まえ、本県においても、いじめの防止等のための対策を一層推進するため、同年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定しました。この改定において学校が実施すべき取組としては、いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図ることや、いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定めること、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、いじめ防止のための取組の改善を図ること等を新たに示しました。

本冊子は、県の基本方針の改定を受けて、新たに示された事項やいじめ早期発見の手立て、いじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示したものであり、各学校が活用することでいじめ防止対策のより一層の推進を図ることを目的としております。

各学校におかれましては、本冊子を熟読され、いじめの問題に関して日々の教育活動や校内研修等で共通理解を図るとともに、本冊子で示したいじめの未然防止、早期発見及び適切な事案対処のポイント等を踏まえ、家庭・地域・関係機関等と連携、協働しつつ、学校の実情に応じて工夫をしながら、いじめ防止等の対策の充実に努めていただくようお願いします。そして、すべての児童生徒が笑顔で生き生きと目を輝かせながら学校生活を送ることができるよう願っております。

最後になりますが、作成委員の方々をはじめ、関係各位の御苦勞に対し心から敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

平成31年 3月

青森県教育庁

学校教育課長 長 内 修 吾



第1章 いじめの理解

1 いじめの定義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為です。また、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。しかしながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものでもあります。そのため、いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めることが大切です。

いじめの定義については、次のように示されています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

また、次のことに留意する必要があります。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（青森県いじめ防止基本方針（H29.10）より）

いじめは、全ての児童生徒に関する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として実行されなければなりません。

そのため、以下のことに留意し、いじめ防止に向けて取り組んでいく必要があります。

（1）いじめの未然防止

全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築くことができるよう、学校教育活動全体を通して、継続的に取り組むこと。

（２）いじめの早期発見

児童生徒のささいな変化に気付き、いじめを受けている児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。

（３）いじめの事案対処

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的に対応し、その解消に努めること。

（４）家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築すること。

（５）関係機関との連携

日頃から、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと。

いじめの未然防止を目的とした啓発活動を行うことで児童生徒の意識を高めるとともに、いじめを積極的に認知した上で、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら適切に対応し、解消に向けて取り組みましょう。

2 いじめの態様

いじめの態様等は、次のようになります。

いじめの態様	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	・あだ名、悪口を言われる。 ・こそこそ話をされる。 ・学校に来たら危害を加えると脅される。	脅迫
仲間はずれ、集団による無視	・遊びや話合いに入れてもらえない。 ・故意に避けられたり、机を離されたりする。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・つねられる。 ・「プロレスごっこ」と称して、押さえつけられたり、技をかけられたりする。	暴行
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・顔を殴られ、あごの骨を折るケガを負わされる。	傷害
金品をたかられる	・現金等を巻き上げられる。 ・食べ物をおごれと強要される。	恐喝
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・上履きや筆箱等の所持品を盗まれる。 ・自転車を故意に壊される。	窃盗 器物破損
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	・断れば危害を加えると脅され、万引きを強要される。 ・断れば危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。	強要 強制わいせつ
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる	・インターネット上のサイトに実名を挙げられて、「お金を盗んだ」、「うざい」などの悪口を書かれる。 ・携帯電話で裸の写真を撮られ、インターネット上のサイトに掲載される。	名誉毀損 侮辱 児童ポルノ提供等



第2章 いじめを許さない学校づくり

1 いじめ防止のための体制づくり

いじめを許さない学校をつくるためには、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を全教職員がもち、校長のリーダーシップのもと、教育活動全体を通じて、学校全体で組織的に取り組むことが大切です。教職員間で相談・協力できる風通しのよい職場環境を整えるとともに、実効的な組織で年間を見通した取組を計画・実行する必要があります。

また、いじめ防止対策がしっかりと機能しているか、学校評価等により評価し改善につなげるなど、いじめ防止のためのPDCAサイクルを確立しておくことが重要です。

2 いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）

いじめについては、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な事案対処等について組織的に対応するため、「学校いじめ対策組織」等の校内組織を学校に設置しなければなりません。なお構成員は、学校規模や実態等に応じて柔軟に対応します。

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめ防止対策推進法 第22条）

（1）学校いじめ対策組織（例）

<当該学校の教職員>

- 管理職 ○生徒指導主事(主任) ○ハートフルリーダー[情報集約担当]
- 学年主任 ○学級担任 ○養護教諭
- ※必要に応じて参加 ・ ・ ・ ○教科担任 ○部活動指導に関わる教員

<心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者>

- スクールカウンセラー（以下「SC」という。）
- スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。） 等

(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ⑥ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

(3) 学校いじめ対策組織の運用（例）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
（青森県いじめ防止基本方針（H29.10）より）

月	内 容
4	・学校いじめ防止基本方針の内容を周知（教職員、生徒、保護者、関係機関等）
夏季休業中	・1学期の取組の検証、2学期の取組の修正、校内研修の実施
冬季休業中	・2学期の取組の検証、3学期の取組の修正、校内研修の実施
3	・年間の取組の検証、学校いじめ防止基本方針等の見直し

※学校いじめ対策組織の会議を開催した際には、必ず議事録を作成します。

3 教育相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声がけやチャンス相談等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくとともに、受容的態度と共感的理解を心がけ、深い信頼関係を築くことが不可欠です。

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(いじめ防止対策推進法 第16条 3)

(1) 定期教育相談を設定する

全ての児童生徒を対象とした定期的な教育相談週間（月間）を設定し、計画的に個人面談を行うことが大切です。また、保護者を交えての三者面談も考えられます。

(2) チャンス相談を適宜実施する

日常生活の中での教職員の声がけやチャンス相談等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を整えることが重要です。また、対応は学級担任に限定せず、児童生徒の希望を優先させるなど、相談しやすい雰囲気づくりを工夫します。

(3) SC等を有効活用する

教員とは異なる観点から、児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるために、SC等の活用や養護教諭との連携を図るとともに、学校の相談体制を児童生徒や保護者に周知することが大切です。

(4) 電話相談窓口を周知する

「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310

または

017-734-9188

4 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を通じて、教職員一人一人の資質を高めるとともに、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について、教職員間で共通理解を図り、校長を中心に、組織的対応ができる体制を確立することが大切です。

また、いじめに関する校内研修を定例化し、これまでのいじめの未然防止のための取組や児童生徒の人権意識の定着、道德教育の充実、保護者等との信頼関係づくりなどについて、全教職員で話し合うことが大切です。

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施が望まれる。

(いじめ防止等のための基本的な方針

別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント(4)②)

〔研修を活性化させる工夫〕

校内研修は、効果的で、より教職員の心に届くための工夫が必要となります。

ここでは、校内研修の構成要素を下記の①～③に整理し、その構成の例を提示します。

研修内容は年度始に決めておくとともに、年間の行事予定に位置付けておきます。

① いじめの理解(4月〇日)

ハートフルリーダーが講師を務めるなどして、学校いじめ防止基本方針や本手引きの内容を確認する。ハートフルリーダー対象の研修会等で得た内容を伝達する。

② 適切な事案対処(6月〇日)

事例を取り上げ、学校のマニュアルに照らしながら対処方法について理解を深める。不明な点を洗い出し、その対応について、共通理解を図る。

③ 未然防止(8月〇日)

学校の実情に応じて、いじめの未然防止につながるテーマを決め、研修を進める。

内容によっては、外部講師を招聘して研修を行うようにします。講師依頼については、所管する教育委員会や教育事務所、県総合学校教育センター等に相談しましょう。

(テーマ)

- ・人権教育
- ・道德教育に関する授業研究
- ・情報モラル教育
- ・教育相談の進め方(面談技法) 等

5 学校評価を生かしたPDCAサイクルの確立

(1) 学校評価への位置付け

青森県いじめ防止基本方針には、学校評価に関して次のとおり記述されています。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（カッコ内 省略）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組（1）②v））

「学校評価の評価項目に位置付ける」とは、学校評価の最も基本となる自己評価へ評価項目を定め、教職員アンケート及び外部アンケート（児童生徒・保護者等対象）を実施して、設定した目標に照らした達成状況を評価することです。学校においては、次に示す「(2) いじめ防止に関する評価項目について」にある例を参考に評価項目を設定します。

(2) いじめ防止に関する評価項目について

いじめ防止に関する評価項目は、学校の実態に応じて設定してください。具体的な内容としては、次のようなものが考えられます。

■いじめ防止に関する評価項目（例）

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり（未然防止）
「学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策組織の存在が周知されている。」
「相談窓口の設置や相談の流れ等、相談体制が整備されている。」
「年間を通して、いじめ防止の取組が実施されている。」
- ② 早期発見・事案対処の手立て
「定期的または必要に応じてアンケートを実施している。」
「個人面談や保護者面談を実施している。」
「いじめの相談や解決に向けて、適切に対応している。」
- ③ 教員の資質向上
「いじめ防止に関する校内研修を複数回実施している。」（教員）

(3) 評価項目の段階的設定

評価項目については、次のような段階を設け、より実効性を問うよう改善していくことで、さらに効果的な評価が可能となります。

- ① 取組実施の有無を問うもの（「～アンケートを実施している。」等）
- ② 満足度を問うもの（「～個人面談の実施について満足している。」等）
- ③ 具体的な成果を問うもの（「～いじめ防止の取組は効果を上げている。」等）

(4) いじめアンケートの活用

学校評価への位置付けとともに、いじめアンケートにおいて評価項目を補足することで、さらに充実した評価が可能となります。



第3章 いじめの未然防止のために

いじめへの対応においては未然防止に取り組むことが重要です。そのためには、「いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、よりよい人間関係を築き、豊かな心を育てることで「いじめが起きにくい学級・ホームルーム（以下「学級」という。）及び学校づくり」に取り組む必要があります。

また、学校全体でいじめの防止に組織的・計画的に取り組むため、年間の指導計画（学校いじめ防止プログラム等）を作成する必要があります。

○いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組（1）②i）

【参考】「指導内容のプログラム化」について

「生徒指導リーフ増刊号 Leaves.1 いじめのない学校づくり - 「学校いじめ防止基本方針」策定Q & A -」

（文部科学省 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター）から抜粋

Q20 指導内容のプログラム化ということが言われていますが、これは既製の「○○プログラム」といったものの導入が推奨されているということでしょうか？

プログラム類やトレーニング類というのは、あくまでもツールの一つに過ぎません。学校が各種ツールや各種取組の中から取捨選択し、自分の学校の課題に合わせて自ら計画を立てたり取組内容を創意工夫したりして実行に移すことが重要です。そのことをプログラム化と呼びます。

年間の指導計画の作成に当たっては、以下の内容を参考にしてください。

1 温かい人間関係づくり

温かい人間関係づくりは、日々の授業、学校行事、特別活動等の中で、組織的・計画的に行うことが効果的です。関係性を構築する手法としては、エクササイズ（ワーク）等を通じて、集団を動かしながら、人間関係を学んでいく「グループアプローチ」があります。

以下に、代表的な4つの手法を示します。

（1）ソーシャルスキルトレーニング（SST）Social Skills Training

社会生活や対人関係を営んでいくために、必要とされる技能を学ぶ。「行動の教育」。

(2) 対人関係ゲーム

もともとは集団に対して何らかの不適応を起こしている子どもが、対人行動を含んだ遊びによって徐々に学級になじんでいくための援助技法として開発されたプログラム。

人と人をつなぎ、質の高い集団（群れ）を実現するカウンセリング技法。

(3) グループワーク・トレーニング (GWT) Group Work Training

楽しい雰囲気の中で仲間と協力し、課題を解決する活動を通して、対人関係の構築やグループ活動をする上でのスキルとマインドを学ぶ。

(4) 構成的グループエンカウンター (SGE) Structured Group Encounter

リーダー（教員）の指示で、ねらいを達成するための課題（エクササイズ）を児童生徒が行い、課題を通して感じたことを分かち合う（シェアリング）活動。「感情の教育」。

2 アセスメント（見立て）の重要性 ～アセスメントツールの活用～

児童生徒や学級の様子を知るためには、児童生徒と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙するといった場を共有することが必要です。その中で、児童生徒のささいな言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

また、日頃の教育活動の中での観察・面接だけでなく、アセスメントツールを活用し、客観的な視点も含めながら児童生徒理解を深めることが重要です。

(1) 「Q-U」「hyper-Q U」（河村茂雄 図書文化）

「Q-U」は、「いごごちのよいクラスにするためのアンケート（学級満足度尺度）」・「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート（学校生活意欲尺度）」の2つの心理テストから構成され、教員は児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営方針をつかむことができます。

また、上記2つの心理テストに「ソーシャルスキル尺度」が加わり、3つの尺度から構成されているのが「hyper-Q U」です。

(2) 「アセス（学校環境適応感尺度）」（栗原慎二・井上弥 ほんの森出版）

34個の質問項目からなり、「生活満足感」「教師サポート」「友人サポート」「向社会的スキル」「非侵害的関係」「学習的適応」の6因子から、児童生徒の学校環境に対する適応感を量ります。「学級平均票」「学級内分布票」「個人特性票」から児童生徒一人一人についての理解、学級集団の状態をつかむことができます。

3 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないことを子どもたちに理解させることが大切です。また、いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあるため、いじめを未然に防止するためには、人権教育の充実により、子どもたちの中に自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが重要です。

《取組事例》

- ☐ 法務省の人権擁護機関による人権教室の開催
- ☐ 法務省等の人権啓発教材（ビデオ、冊子、ポスター等）の活用

4 道徳教育の充実

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをねらいとし、学校や生徒の実態を踏まえて、特別の教科道徳（以下「道徳科」という。）はもとより、各教科、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われるものです。

道徳教育の要となる道徳科においては、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度といった道徳性を養うために、児童生徒の実態に応じた授業を組み立てるとともに、児童生徒の心に響き、心が動く指導の工夫に努めることが大切です。

いじめを防止するため、いじめを題材とした内容を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ることが重要です。また、豊かな心を育む体験活動を推進し、体験活動と道徳科の指導及び家庭や地域社会との連携に基づいた継続的な実践が大切です。

《取組事例》

- ☐ 道徳教育に係る研究の充実
- ☐ 指導計画に基づいた道徳教育の実践
- ☐ 命の大切さや思いやりを実感させる講演会等の実施
- ☐ 道徳科の保護者・地域・他校への授業公開
- ☐ 地域の方の協力を得た道徳教育における指導の工夫
- ☐ いじめ関連教材（図書）の充実

5 体験活動の充実

学校外の様々な人や物事に会える体験活動は、児童生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える貴重な機会となるため、豊かな体験の積み重ねを通して児童生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切です。

様々な体験活動や協働して探究する学習活動を通して、児童生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力などいじめを未然に防止するための資質・能力を育むとともに、学校・学級の諸問題を自主的・協働的に解決していくことができる集団づくりを進めることが求められます。

《主な体験活動》

- ☐ 地域交流体験（地域行事への参加）
- ☐ 自然体験（触れ合い体験）
- ☐ 異文化体験（国際理解体験、外国人との交流体験、外国語体験）
- ☐ 社会生活体験（乗り物体験、買い物体験、施設利用体験）
- ☐ 勤労体験（手伝い、美化清掃、生産活動）
- ☐ ボランティア体験（介護的体験、奉仕的体験）

6 児童生徒が主体となったいじめ防止活動の推進

児童生徒が主体となったいじめ防止活動を実施することにより、学校のいじめ防止対策の一層の充実が図られます。

○いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないためのいじめの未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組（3）①iii）

【児童生徒が主体となったいじめ防止活動例】

<小学校>

- ・お互いを思いやる関係を築くため、相手の気持ちを考えた言葉「ふわふわ言葉」の辞典づくり、歌詞づくりをしている。また、その歌詞に曲をつけて児童集会で歌っている。
- ・伝統的に取り組んでいる手踊りを、6年生が中心になって縦割り班で教え合うことで、思いやりの気持ちの醸成、コミュニケーション能力の育成などを図っている。
- ・図書委員会が「友情」「友達」「いじめ」をテーマにした本の紹介をしながら、いじめ防止を呼びかけている。

<中学校>

- ・毎日当番の生徒が級友の良い言動を付箋に書き、帰りの会で発表している。また、各学

級の付箋を集めて廊下に掲示し、学級を越えて良い言動を共有している。

- ・生徒が企画・実施する「いじめ防止集会」において、学校いじめ防止基本方針に基づいて策定された「いじめ防止に関わる宣誓文」を全校生徒で読み上げるとともに、宣誓文に全校生徒が署名している。
- ・各学級において、いじめを起こさないために何が必要かを話し合う。その結果を生徒会執行部が集約し、生徒会通信をととして全校生徒で共有したり、各学級でスローガンにして掲示したりしている。

<高等学校>

- ・生徒が企画・出演・編集したSNS上でのいじめ問題についての動画を教材として「スマホ・ケータイ安全教室」を開催することで、生徒が身近な問題として受け止められるように工夫している。
- ・生徒会執行部が中心となって生徒対象のいじめに対するアンケート形式の意識調査を行い、分析結果を全校生徒に報告し、いじめについて考える機会を設けている。
- ・SNS上での言葉だけのやりとりにおける発信者と受信者の捉え方の違いを学ぶワークショップを行っている。また、ホームルームごとにスマートフォンの使い方について話し合い、意見を生徒会役員会に持ち寄り、生徒会としてのルールづくりをしている。

<特別支援学校>

- ・児童生徒が気持ちよく生活するための生活目標を自分たちで考えることで、自分たちの手で学校生活をよくしていこうとする気持ちを育てている。
- ・すごろくゲームなど、けんかや言い争いになりそうな場面の中で、どのようにしたら仲良く楽しめるかを自分たちで考える授業を実施している。児童生徒は、具体的な方法としてトラブルにならない関わり方を学んでいる。
- ・全校児童生徒を縦割りに分けて活動することで、他学部の児童生徒が触れ合い、年齢の違いはあるが、同じ学校の仲間であることを意識できるようにしている。

7 学校いじめ防止プログラム例

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場 面 (どこで)	対 象 (だれに)	主 管 (だれが)
4 月	・基本方針の確認と共通理解 ・第1回学校いじめ対策組織会議 ・学級開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） ・保護者への「いじめ防止対策」説明及び啓発 ・教職員の振り返りチェック実施 ・「より良い学校生活を送るため」のアンケート実施 ・教育相談活動	職員会議 学校いじめ対策委員会 学級活動 参観日 学級活動 放課後	教職員 教職員等 生徒 保護者 教職員 生徒 生徒	教頭 ハートフルリーダー 学年 生徒指導部 教頭 生徒指導部 学年・生徒指導部
5 月	現在、学校がいじめ防止の取組として実施しているものを時系列に沿って記載します。なお、列の項目について、上記「時期」、「実施内容等」以外は適宜設定するとよいでしょう。 【実施内容として考えられるもの】 ■児童生徒を対象としたもの ・いじめ問題に関する授業（学級活動・ホームルーム活動） ・児童会、生徒会が行ういじめ防止に関する取組 ・いじめ防止に関連する学校行事（情報モラル教室等） ・その他（地域で行うもの等） ■いじめの早期発見等に関する取組 ・いじめのアンケートや個人面談（教育相談） ■定期的に実施されるいじめ防止に関する会議等 ・学校評議員会、学校いじめ対策組織の会議、生徒指導会議 ■PTAや地域と連携した取組 ・見守り活動（あいさつ運動等）			
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月				
3 月	・1・2年生対象学期を振り返ってアンケート ・教育相談活動 ・第12回学校いじめ対策組織会議 ・いじめ防止基本方針の見直し ・生徒指導の情報交換（個々の状況）	学級活動 放課後 学校いじめ対策委員会 職員会議 職員会議	生徒 生徒 教職員等 教職員 教職員	生徒指導部 学年・生徒指導部 ハートフルリーダー 教頭 生徒指導部



第4章 いじめの早期発見

児童生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から児童生徒理解に努めるとともに、児童生徒が相談したいと思えるような信頼関係を築いておくことが肝要です。また、ＳＣやＳＳＷからの情報、個人面談の機会等を活用することにより、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることが大切です。

1 早期発見のための手立て

いじめを発見する手立てとしては、教職員による発見、アンケート調査や本人からの訴え、周囲（児童生徒、保護者、地域社会及び関係機関）からの情報提供等があります。いじめの事実確認に当たっては、様々な情報を突き合わせ、全体像を正確に把握して的確な対応を行うことが大切です。

（１）日々の観察 ～児童生徒がいるところには、教職員もいる体制～

「児童生徒がいるところには、教職員もいる」ことを心がけ、児童生徒の様子に目を配ります。児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、児童生徒に安心感を与えるとともに、いじめの早期発見に効果があります。

（２）家庭等との連携 ～保護者、地域社会、関係機関等との連携～

いじめの早期発見は、学校の取組だけでは不十分です。保護者、地域社会、関係機関等との連携が不可欠です。保護者からの協力は特に重要であり、連携を密にすることが必要です。

（３）個人面談 ～いじめを訴える児童生徒の心情の理解～

個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては迅速に対応することを徹底しなければなりません。

（４）アンケート調査 ～アンケート実施の配慮～

児童生徒の様子や、保護者の声を把握するために行います。「調査」と「対応」が表裏一体であることを全教職員で共通理解することが大切です。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情や目的に応じて配慮する必要があります。

2 アンケート調査の実施

（１）目的に応じたアンケート調査の活用

① 児童生徒用アンケート

いじめを中心に、児童生徒の実態把握のために使用することを目的に作成します。記名さ

せて実施するか、無記名で実施するかは、それぞれのメリット、デメリットを考慮し、使い分ける必要があります。児童生徒の実態やその時々状況に合わせた判断が必要です。

② 保護者用アンケート

いじめへの対応に関しては、保護者との連携がとても大切です。

学校の計画に従って、全家庭に保護者用アンケートを実施することで、より多くの情報が得られ、いじめの早期発見につながります。

なお、家庭への配布に際しては、いじめに関する資料等を同時に配布し、趣旨や回答方法を周知するとともに、秘密を厳守するために封筒に入れて回収するなどの配慮が必要です。

(2) アンケート用紙回収後の対応

児童生徒からアンケート用紙を回収した後の対応（アンケート用紙に記述があった場合の対応、アンケート用紙の保存までの流れ等）について事前に決めておき、教員間で共通理解しておく必要があります。

（例）① 担任が各学級のアンケートを回収し、内容を確認後、記述があるものに付箋を貼る。

※記述がある場合は、事前の計画通りに対応する。

② 学年児童生徒分のアンケート用紙を学年主任が集約し、内容を確認する。

③ 全校児童生徒分のアンケート用紙を学校いじめ対策組織が集約（アンケート結果を校長・教頭に報告）、保存。

(3) アンケート調査の保存期間

「定期的ないじめのアンケート等を含むいじめの調査に係る記録等の適切な管理について（通知）」（H29.12.8付け青教育第1760号）により、アンケート等の適切な管理が求められています。

いじめ調査により把握した情報の記録は、設置者の文書管理規則等に基づき、適切に保存しなければなりません。

また、次の点に留意が必要です。

■定期的ないじめのアンケート等の管理

- ① 定期的ないじめのアンケート等については、いじめがないという回答であっても適切に保存する必要があること。
- ② 児童生徒や保護者から、相当長期間が経過した後、いじめの重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、最低でも回答した児童生徒が卒業するまで保存することが望ましいこと。

■個別の重大事態の調査に係る記録の管理

- ① 個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいこと。
- ② 個別の重大事態の調査に係る記録の廃棄に当たっては、あらかじめいじめを受けた児童生徒・保護者に説明すること。また個々の記録について、いじめを受けた児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定する場合も考えられること。

第5章 いじめへの適切な対応と解決に向けて

1 組織的な対応のために

いじめに関する本人からの訴えや周囲からの通報、教職員の目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聴き取り等を行い、その情報をもとに「学校いじめ対策組織」が中心となって組織的に対応することが大切です。そのため、学級担任等の特定の教員が一人で問題を抱え込むことのないように、情報のキャッチから関係児童生徒等への組織的な指導・支援に至るまでの流れを「学校のいじめ対応マニュアル」として整備し、全教職員で確認することが必要です。

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。（青森県いじめ防止基本方針（H29.10） 第2 3 学校が実施すべき取組②iiより抜粋）

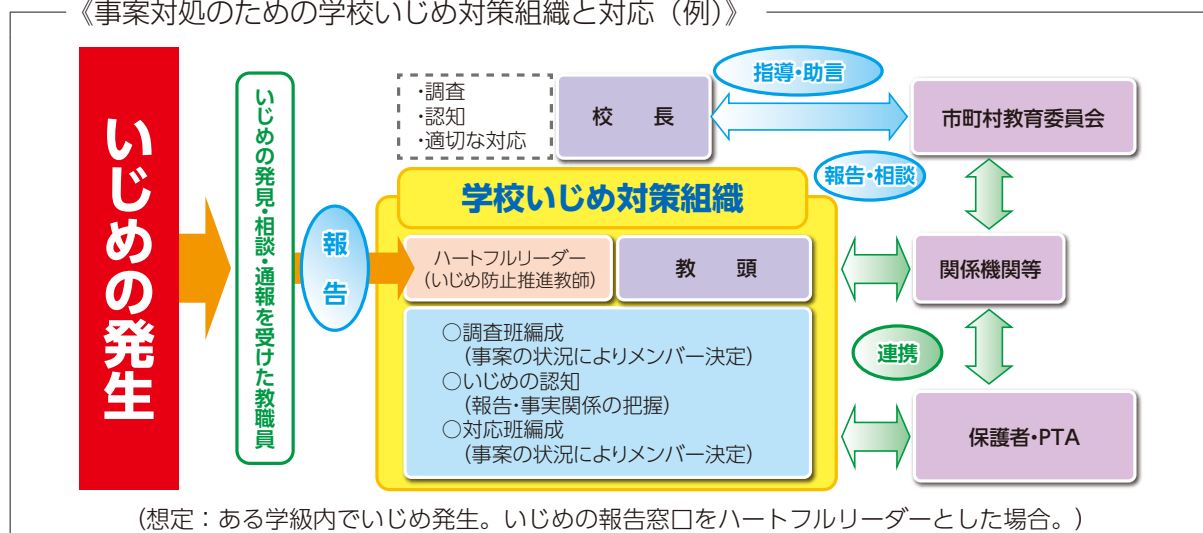
2 事案対処のための学校いじめ対策組織

いじめの事案対処には、迅速性が求められます。このため、組織の構成においては、的確な対処の判断に至る機能を維持しつつ、機動的で柔軟な組織で対応することが必要です。事案発生時、学校いじめ対策組織の構成員が不在であることをあらかじめ考慮し、事案対処に係る役割については、全ての教職員が構成員となり得ることを確認するとともに、教頭、生徒指導主事（主任）等を中心とした最小の構成を決めておくことも有効です。いずれの場合も、組織で確認された内容等を教職員で情報共有することが重要であり、迅速かつ的確に情報共有するための仕組みを構築しておくことが大切です。

《最小の構成（例）》

管理職（教頭が不在の場合は校長） + ハートフルリーダー + 各学年1名

《事案対処のための学校いじめ対策組織と対応（例）》



3 いじめ発見時の（緊急）対応

いじめ行為を発見した教職員は、即座にいじめを止めるとともに、学校いじめ対策組織に連絡し、組織的に対応を行わなければなりません。

（１）いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒を守り通す

- ① いじめの相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所や時間等に配慮します。また、事実確認は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒を別の場所で行うことが大切です。
- ② 登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても、教職員の目の届く体制を整えます。

（２）事実確認と情報の共有

- ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などについて、いじめを行った児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
- ② 管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。
- ③ 事実関係をもとに、学校いじめ対策組織を活用していじめの有無を判断します。

4 いじめが起きた場合の対応

（１）いじめを受けた児童生徒（被害側）に対して

まず、学校（教職員）がいじめの問題の解決に本気で取り組む姿勢と、いじめを受けた児童生徒を守り通すという立場を明確に示し、児童生徒・保護者に頼られる存在となることが必要です。そのために、まずは、その児童生徒が受けたつらい気持ちを受け止め、寄り添うことが大切です。

〔児童生徒に対して〕

- ・ 事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・ 学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝えます。
- ・ 自己肯定感、自己有用感を高めるように、日常の頑張りを認める言葉がけをします。
- ・ 「いじめに負けるな」「頑張れ」の励ましは、児童生徒を苦しませる場合があるので留意しましょう。
- ・ 養護教諭や学級担任をはじめとする全教職員やＳＣ等と、いつでも相談できることを伝えます。
- ・ 必要に応じてＳＣや関係機関と連携し、児童生徒の受けた「心の傷」のケアに努めます。

- ・自分を傷つけることがないか保護者と協力して様子を見守り、必要に応じて、自分を傷つけてはいけないことを児童生徒に伝えます。

〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるなど、スピード感をもった対応を心がけます。
- ・複数の教職員で対応し、いじめの経過や学校の取組などの記録を準備した上で、保護者に誤解を招かないよう誠意をもって説明します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どんなささいなことでも相談するよう伝えます。

(2) いじめを行った児童生徒（加害側）に対して

いじめの背景にある、いじめる側の児童生徒の心理を読み取りながら対応することが極めて重要です。いじめの中心になっている児童生徒は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情を抱えていることが少なくないからです。対応に当たっては、その児童生徒の人格を否定せず、事実をしっかり向き合わせることが大切です。また、「組織」で確認された指導の方針に従って対応することが重要です。

〔児童生徒に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童生徒の背景にも目を向け、成長を支援するという観点で指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめを受ける側の気持ちを認識させます。
- ・必要に応じて、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。

〔保護者に対して〕

- ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、保護者の理解を得るとともに協力を依頼します。
- ・児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連絡を密にします。

(3) 周りの児童生徒に対して

いじめをはやし立てる「観衆」と、見て見ぬ振りをする「傍観者」は、いじめに関係していないのではなく、結果的にはいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要です。

しかし、そのことを責めるのではなく、心の通う温かい学級（学校）を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを児童生徒に伝えていくことに重点を置いて指導していくことが重要です。

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを容認しているということを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

(4) その他の留意点

- ・指導や取組の経過が見えるよう、学校いじめ対策組織に集められた情報は時系列で記録し、情報の収集と共有化を図ります。
- ・学校全体の問題としてとらえ、全教育活動を通じて、指導後の状況を注意深く観察します。
- ・普段から保護者と信頼関係を築いておくことが、問題解決に結び付きます。
- ・保護者を責めても、問題は解決しません。いじめに至った要因や背景について、学校と保護者とで共通理解を図り、ともに解決していこうとする姿勢が大切です。

5 いじめの解消に向けた対応

(1) いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

(2) 具体的な取組について

いじめの解消に向けた取組や、いじめの解消の確認には次のような取組が考えられます。また、以下の点に留意しながら行うことが大切です。

① いじめの解消に向けた取組について

ア いじめを解消するためには教員主導の取組だけでなく、児童生徒主体の取組が必要です。

(ア) 教員主導の「居場所づくり」

教員が、児童生徒にとって安心できる場所を提供するために次のような取組が考えられます。

- ・いじめの被害者及び加害者との定期的な個人面談を通して、相互の自他理解が促進されるよう働きかけを行う。必要に応じて、ＳＣと連携し、多角的な働きかけを行う。
- ・全体に対して対人関係のトラブルが起きにくいようなエクササイズ等、未然防止の取組を実施する。

(イ) 児童生徒主体の「絆づくり」

児童生徒が授業や行事等の活動を通して、自らの思いで関係の修復を図ったり、自己省察を図ったりすることができるよう、次のような場面設定を意図的に行います。

- ・教員が黒子役となり、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を設ける。
- ・生徒会等が中心となり、挨拶運動などのコミュニケーションの充実を図る等、いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくりについて考える機会を設ける。

イ いじめ解消のためには、いじめアンケート等による定期的な点検が必要です。悩みを持った児童生徒が教員に相談するきっかけとして、教員が児童生徒の悩みを察知する機会として、児童生徒と教員がいじめの解消を確認し合う場としていじめアンケートは有効になります。

ウ いじめを受けた児童生徒の心のケアに最も大切なのは、「大人の眼」です。学校・学級での様子をしっかりと見守る教員の眼、家庭での様子の変化に気づく親の眼など、複数の「大人の眼」で見守ることが大切です。これが児童生徒に寄り添う姿勢として伝わり、安心した生活の基盤となります。

留意点

「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。

② いじめの解消の確認について

いじめの解消の2つの要件が満たされているかどうかを確認するためには、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への確認が必要になります。

ア 具体的な確認の方法

(ア) 定期的ないじめアンケート調査で確認する。

いじめアンケート調査を毎月実施している場合、いじめの問題が発生後の4回にわたり、2つの要件（いじめの行為が止んでいることと、心身の苦痛を感じていないこと）を満たしていることを確認する。学期に一度実施している場合、2回にわたり、2つの要件を満たしていることを確認する。

(イ) いじめを受けた児童生徒とその保護者に直接確認する。

いじめを受けた児童生徒には、教育相談等を利用して2つの要件を満たしているかを確認する。その保護者には、面談や電話等を利用して定期的な経過報告とともに、2つの要件を満たしているかを確認する。

イ 解消後について

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

留意点

- ・ 1月に発生したいじめの問題であれば、いじめ行為が止んだ期間が最低でも3か月にわたり継続していることが必要となるため、年度をまたいだ次年度の解消の確認が必要になります。
- ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者へいじめの解消の確認をする際は、時期や場所、心の状態等に十分に配慮して行うことが大切です。

6 関係機関や専門家との連携

(1) 連携の意義

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関をはじめ、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職やハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）等を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換をしておくなど、いわゆる「顔の見える連携」が大切です。

《主な関係機関等》

- | | | | | |
|--------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| ☐ 教育委員会 | ☐ 警察署 | ☐ 児童相談所 | ☐ 子ども家庭支援センター | ☐ 病院 |
| ☐ 保健所 | ☐ 弁護士 | ☐ 民生・児童委員 | ☐ 人権擁護委員 | |

特に、次のような状況にある場合、適切な時期に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- 犯罪行為として取り扱われるべき事案の場合
- いじめを受けた児童生徒の心理的なケアが必要であると判断した場合
- いじめを受けた児童生徒やその保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- いじめを繰り返す等、校内での指導の効果が十分に認められない場合
- 学校間・異年齢にまたがる集団によるいじめの場合等

(2) 具体的な連携について

① 教育委員会との連携について

学校だけで解決が困難な場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要があります。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、適切な事案対応が求められます。

② 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的また必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切です。

そして、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察等に相談し、連携して対応することが必要です。児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要があります。

《連携のポイント》

緊急時に円滑な連携を図るためには、日頃から警察署の担当者と「顔の見える関係」を築く。

ア 健全育成の推進 → 交通安全教室、防犯教室、薬物乱用防止教室、ネットスマホ安全教室

イ ネットワークの構築 → 情報交換会、連絡協議会

ウ 生徒指導体制の充実 → 研修会、ケース会議、事例検討会

③ 地域等その他関係機関等との連携について

いじめを行った児童生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点からSSWと協力し、子ども家庭支援センターや福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。

* 民生委員・児童委員

主任児童委員と連絡をとり、関係する地域の民生委員を紹介してもらいます。主任児童委員は調整役にもなります。市町村役場の福祉課（民生委員担当課）に問い合わせましょう。

留意点

関係機関との連携の効果を最大限に高めるために、以下について留意しながら行うことが大切です。

- ・連携の要は「人と人とのつながり」であることを理解し、「相談」を含め、「日々の連携」を丁寧に行うことが大切です。
- ・「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結び付きます。



第6章 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合を含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。

1 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

（1）いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

（2）いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする）

児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、年間30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。

※いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

2 重大事態の調査に当たって

（1）基本的姿勢

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たらなければなりません。

（2）調査の主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合があります。学校の設置者が判断します。

これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施します。

（3）調査組織について

学校が主体の場合は、次の二つの方法が考えられます。

- ①学校いじめ対策組織に第三者を加える方法 ②学校が第三者調査委員会を立ち上げる方法

（4）調査の開始

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明します。また、いじめを行った児童生徒及び保護者に対しても同様に説明します。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

4 不登校重大事態への対応

(参考資料)

不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

○いじめ防止対策推進法

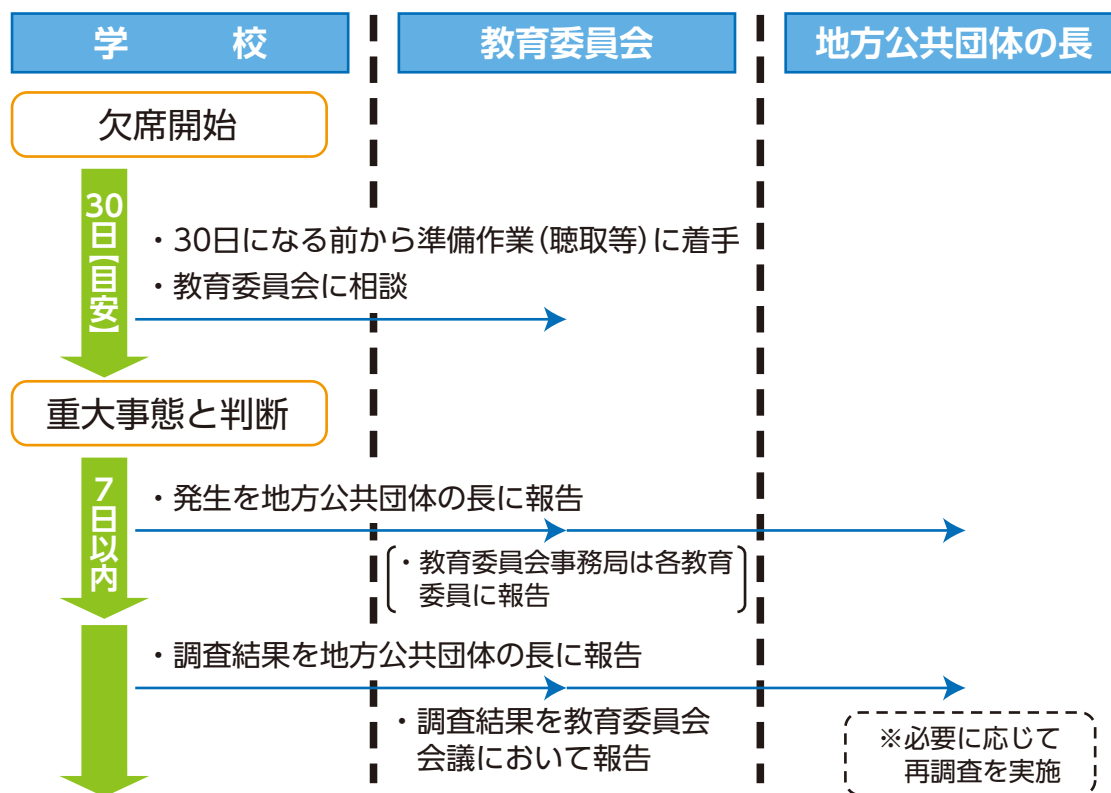
(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 (略)

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<公立学校の場合>



○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的

○重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手

○学校での調査が原則(事案によっては教育委員会による調査も可)

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援

○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より



第7章 いじめ対応の事例

1 小学校の事例

- 【事例①】 特別な支援を要する児童がいじめられた事例
- 【事例②】 双方向の行為がいじめに当たる事例
- 【事例③】 児童主体の楽しい学校づくりでいじめの防止に取り組んだ事例
- 【事例④】 特別な支援を要する児童によるいじめの事例
- 【事例⑤】 人間関係をうまく築けない児童の特性に配慮しながら対応した事例
- 【事例⑥】 生活ノートに死にたいと書いてきた児童への組織的な対応の事例

2 中学校の事例

- 【事例⑦】 被害者本人はいじめと認識していないが周囲がいじめと考えている事例
- 【事例⑧】 部活動内のトラブルの事例
- 【事例⑨】 本人はいじめられていると感じているがその事実関係を明らかにすることができない事例
- 【事例⑩】 周囲が被害生徒にも原因があると考えている事例
- 【事例⑪】 特別な支援を要する生徒との関わりで起きた事例
- 【事例⑫】 固定化された人間関係が関わる事例

3 高等学校の事例

- 【事例⑬】 加害生徒が特定できないいじめの事例
- 【事例⑭】 他校と連携してSNS上で発生したいじめを解決した事例
- 【事例⑮】 SNS上における誹謗中傷により書き込んだ双方をいじめと認知した事例

4 特別支援学校の事例

- 【事例⑯】 生徒の障害の特性に合わせ、「いじめ」という言葉を使わない指導の事例
- 【事例⑰】 何気ない関わりの中で起きた知的障害のある児童のいじめの事例
- 【事例⑱】 お互いにいじめられていると訴えている知的障害のある児童のいじめの事例

【事例①】特別な支援を要する児童がいじめられた事例（小学校）

被害児童：4年男子1名
加害児童：4年男子2名、女子2名

事例の概要

- ・学級の数名の児童から「男子Aがいじめられている」という報告を受けた。
- ・Aは「周囲の雰囲気を感じ取ること」「他の児童の気持ちを推し量ること」などが苦手で友達との人間関係をうまく築けず、放課後に通級指導を受けている。
- ・Aは毎月行われているアンケートで「いじめられている」「いやな思いをしている」等の記述をしていなかったが、『複数名から報告を受けている』こと、『いじめられている内容が具体的である』ことなどから、学級担任がAから聞き取りを行った。

事実確認等

- ・学級担任によるAからの聞き取りの結果、アンケートには書かなかったものの男子B、男子C、女子D、女子Eの4人から「いやなあだ名で呼ばれる、廊下を歩いていると通せんぼをされる、突然背後で大きな音を出され、びっくりさせられる」との回答を得た。
- ・学級担任がB、C、D、Eの4人から聞き取りを行ったところ、全員が認めた。
- ・学校いじめ対策委員会（校長、教頭、ハートフルリーダー、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭）でいじめと認知し、具体的な対応策について話し合った。
- ・学校いじめ対策組織が中心となり、関係機関と連携を図りながら対応していくことを確認した。

具体的な対応

（1）被害児童・保護者への対応

Aへの対応

- ・今まで苦しんでいたことや悩んでいたことを話してくれた勇気を認め、全力で応援することを伝えた。
- ・どんな状況でも学級担任は安心して話を聞いてあげる存在であることを伝え、苦しいことや困っていること、悩んでいることがあったら、早めに教えてほしいと伝えた。

保護者への対応

- ・事実を報告し、今後の学校の指導方針、対応策について説明し、理解を求めた。
- ・保護者から「Aがいじめの被害に遭っていたこともショックではあるが、Aが集団に適応しづらいことについても悩んでいる」との話があった。

（2）加害児童・保護者への対応

B、C、D、Eへの対応

- ・Aへの行為はいじめであり、絶対に許されるものではないということを指導した。
- ・今後のAに対する接し方を考えさせた。
- ・Aに対する謝罪を確認した。
- ・その後の生活の様子を観察した。

保護者への対応

- ・事実を報告し、保護者からの謝罪も確認した。
- ・今後の学校の指導方針、対応策について説明し、理解を求めた。

(3) 周囲の児童等への対応

- ・学級活動で構成的グループエンカウンターを実施したり、相手を思いやることの素晴らしさ、大切さについて随時指導したりして、児童が相互に認め合う学級の雰囲気づくりに努めた。
- ・学級担任以外の職員による教育相談を実施し、普段学級担任に伝えづらいことを話することができる場を設定した。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・Aのことについて学級担任が通級指導担当教員に相談した。
- ・学級担任とSCが連携を図りながら、母親への支援を行うこととした。学級担任は保護者に学級での様子や対人関係を説明したり、外部の専門機関を紹介したりした。その後、SCが保護者の不安感や困り感を受け止めながらカウンセリングを行った。

その後の経過

- ・Aは微妙な気持ちのやり取りが苦手であることから上手に友達と関わるができず、それが周囲の児童のからかいにつながったが、Aへの支援を続けていくうちに、A自身の行動に落ち着きが見られるようになってきた。
- ・学級の他の児童もAの特性を受け入れるようになり、少しずつコミュニケーションが図られてきた。
- ・SCが保護者の不安感や困り感を受け止めながらカウンセリングを行ったところ、保護者は次第に専門機関の診察を考えるようになった。専門機関の診察の際には、保護者の同意を得て、SCが同席し、Aの診断及び対応についての説明を受けた。その後、SCがAへの対応のポイントを学校に伝え、指導に生かした。また、Aは専門機関でのカウンセリングを継続して受けることになった。



対処のポイント

(1) 通級指導担当教員、SCとの連携

通級指導担当教員、SCと連携することによる児童のより深い理解と対応。

(2) 学校の組織的な対応

ケース会議の実施、全職員への周知、保護者への対応

(3) 相互に認め合う雰囲気づくり

周囲の児童への指導、再発防止へ向けて

■本事例を振り返って

本事例では、次の３点が課題の解決に向けて有効であった。

- ・校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策組織が中心となり対応策について話し合ったり、通級指導担当教員やＳＣと連携したりすることで、学級担任だけが負担に感じることはなく、多くの職員から問題解決のための様々な意見を聞くことができ、幅広く長期的な視野から物事を考えることができた。
- ・通級指導担当教員との連携では、Ａについての客観的な状況や特性の理解を深め、支援につなげることができた。また、ＳＣとのかかわりが、保護者にとって大きな心の支えとなった。本事例においては、ＳＣが学校や教師、専門機関と連携し適切な助言を行うことで、問題の解決及び保護者の不安を和らげることに繋がった。
- ・児童が互いに認め合える学級づくりを基本とし、意図的に好ましい人間関係や思いやりの心を育む活動に取り組ませることで、それぞれの違いを認め合う仲間づくりができた。お互いの特性を個性の違いとして認識し、一人の人間として付き合っていく雰囲気づくりができてきた。

このように学級担任と学校いじめ対策組織、その他の連携によって、Ａは落ち着きを見せ始め、結果として、周囲とのトラブルも減少したと考えられる。

そして、何より大切なことは学級担任が通級指導担当教員やＳＣ等と連携しながらＡとの関わり方を周囲の児童とともに理解できたことである。

このような対応により、Ａ本人のパニック状態が減り、周囲の児童のストレスもなくなっていった。さらに、Ａ自身が周囲に認められていると感じながら、学級全体が安心して学習ができる環境になったと考えられる。

また、本事例のように学校及び学級の対応と同時に、必要に応じて外部の関係機関との連携も、保護者のニーズに応じて図っていく必要がある。

【事例②】双方向の行為がいじめに当たる事例（小学校）

（関係児童：6年男子 1名
6年女子 1名）

事例の概要

- ・「学校生活に関わるアンケート」を実施すると、女子Aの回答に「友達に嫌なことを言われている。」という記述があった。
- ・Aに詳しく事情を聞いたところ、男子Bと同じ班になってから、班活動等で嫌なことを言われることがよくあり、辛いと訴えた。
- ・Bにも事情を聞くと、自分もAから嫌なことを言われていると訴えた。

事実確認等

- ・アンケートの回答についてAから事情を聞くと、Bと同じ班になってから話し合いのときなどに、「だまってる。」「はあ。」などの言葉を強く言われ、嫌な思いをして辛いと話した。
- ・Bからも事情を聞くと、Aに対して、「だまってる。」などと言った事実は認めた。一方で、話し合いの中でAに話を遮られたり、話した内容を「その意見は変だ。」「違う。」と言われたりすることがよくあり、言い返しただけと話した。むしろ、Aは自分をばかにしているようで、嫌な思いをしていると話した。
- ・A、Bともに、自分の言動については素直に認めるものの、初めは相手の立場や気持ちを考えた話がほとんどなかった。
- ・周囲の児童に話を聞くと、双方に改めるべき言動があることを指摘する児童がいたが、女子はAを、男子はBの立場を擁護する発言があり、男女で受け止め方に違いがあった。
- ・アンケートの回答やA、Bそれぞれとの面談内容を踏まえ、学校いじめ対策委員会において両者の行為がそれぞれいじめであると判断し、いじめの認知件数を2件とした。また、今後の対応について話し合い、指導方針が共通理解された。

具体的な対応

（１）Aとその保護者への対応

- ・学級担任は、いつ、どのような場面で、こういった言動をBから受けたか事実確認をし、その時の気持ちを聞いた。また、Bと今後どのような関係を築きたいと思っているか、じっくり聞いた。
- ・Bから聞いた話の事実確認をAにした。Aは、何気ない言動がBの気持ちを傷付けていたことを知り、自分自身の言動を振り返り、今後はより良い関係を築いていきたいと思うようになった。そして、具体的にどのようなことに気を付けて生活していくかを学級担任と話し合い共有した。
- ・保護者へは、指導の経緯といじめとして認知したことを説明した。また、Aへ指導するとともに支援をすることをAと学級担任とで共有したことを伝え、学校と家庭で連携し、継続して見守っていくことで理解を得た。

（２）Bとその保護者への対応

- ・学級担任は、Aから聞いたことをBに確認した。その際、Aから受けた嫌な言動についても話し始めたため、その事実確認をした。また、その時の気持ちや、Aと今後どのような関係を築

きたいと思っているか、じっくり聞いた。

- ・ Bの言動によりAが傷付いたことを知り、Aと同様に、自分自身の言動を振り返り、今後はより良い関係を築いていきたいという思いになった。そして、具体的にどのようなことに気を付けて生活していくかを学級担任と話し合い共有した。
- ・ 保護者へは、Aと同じような対応をし、理解を得た。

(3) 周囲の児童等への対応

- ・ 男女で意見が対立したり、男女で協力しなければならない場面で消極的な姿勢が見られたりしていたことから、A、Bに対する指導や支援だけではなく、学級全体にも指導を行った。
- ・ 学級では、特別活動の時間や道徳科で男女の性差や互いを尊重する大切さ、友達に上手に気持ちを伝える仕方等を学習した。その上で、男女が協力して取り組む活動を各教科の授業の中に設定し、行動や態度につながられるように指導を継続的に行った。

その後の経過

- ・ A、Bとも自分の言動に気を付けるようになり、話し合いなどでは互いに相手の立場を尊重するような言動が見られるようになった。また、定期的にA、Bと話をしながら、それぞれの言動を振り返らせるとともに、いじめの解消につながったかを確認した。
- ・ 学級全体で男女の意見対立等があるものの、全体での指導を生かした話し合いや協力ができるようになってきている。



対処のポイント

(1) 双方向の行為のいじめ認知について

- ・ 双方向が被害児童・加害児童になるような場合、まず被害児童としての立場を尊重した事実確認を行う。
- ・ 双方が被害を訴えていることから、いじめの認知件数を2件として対応する。
- ・ 当該児童2名には、被害児童・加害児童の両方の立場で指導と支援を行う。

(2) いじめを生まない人間関係づくり

- ・ 小学校高学年は、思春期や性差を意識・理解した学級経営に努める。
- ・ 教員が、友達と適切な関わりができていない時に児童へ肯定的な声かけを行う。

(3) 教職員間、保護者との連携

- ・ いじめの疑いがあった場合は、教職員間で情報共有しながら必ず組織的に対応する。
- ・ 学校（教員）と保護者で、児童への支援や指導の方針を共有する。

■本事例を振り返って

- ・ 本事例のように、双方向の行為が、いじめに当たる事例では、それぞれの立場や心情に沿った事情の聞き取りをすることが大切である。
- ・ 小学校高学年は、思春期を迎える時期であり男女間の対立も起きやすい。そのため、学級経営の中で互いの立場を尊重する指導に加え、男女の性差への理解を図ったり、男女が協力するよさを実感できたりするような指導をしていくことが必要である。また、自分の気持ちを相手に上手に伝え理解してもらう話し方を身に付ける必要もある。

【事例③】児童主体の楽しい学校づくりでいじめの防止に取り組んだ事例（小学校）

〔被害児童：4年男子 1名〕
〔加害児童：6年男子 1名〕

事例の概要

- ・4年生男子Aと6年生男子Bは友達で同じ野球部に所属している。練習中にAがふざけたため、Bが注意するとAは泣いてしまった。
- ・後日、Aが「廊下を歩いていたら、Bににらまれて怖かった。」と学級担任に話した。
- ・Aの母親から学校に「野球部でお前のせいで試合に負けたと言われたり、廊下でにらまれたりして怖かったと言っている。いじめられている。」と電話連絡があった。

事実確認等

- ・Aに状況を確認すると、「練習中にふざけていたら、自分のせいで試合に負けたと言われ泣いてしまった。」「4年生の友達と騒いで廊下を歩いていたらにらまれた。」ということ話を話した。
- ・Bに状況を確認すると、「練習中にふざけていたAを注意したときに、Aのせいで試合に負けたと言った。」「にらんだつもりはなく廊下でうるさかったのでAを見た。」ということ話を話した。
- ・二つの件の詳しい状況を保護者に連絡し、今後の様子を伝えることを確認した。Aは母親に対し、自分が悪かった部分は言わず、Bの言動だけを話していることがわかった。
- ・確認した内容とAの母親の話をもとに学校いじめ対策委員会でいじめとして認知し、今後の具体的な対応を話し合った。

具体的な対応

（１）被害児童・保護者への対応

- ・Aの訴えと母親の電話連絡をもとに「いじめ」を認知し、Aが嫌な気持ちになったことに共感することで心の面の安定を図った。
- ・何でも相談することや自分自身の言動も見つめ直すことを話し合った。
- ・保護者と連携した対応をすることと学校の取組についての理解と協力を求めた。

（２）加害児童・保護者への対応

- ・相手を嫌な気持ちにさせることがいじめにつながることを指導した。（いじめという言葉を使うかどうかについては、事前に学校いじめ対策委員会で検討）。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることや、相手を尊重する気持ちを持つことの大切さを話し合った。
- ・保護者に正確な事実を伝え、いじめの定義を理解してもらい相手の受け止め方しだいでいじめにつながることを伝えた。また、保護者と連携した対応をしていくことと学校の取組についての理解と協力を求めた。

（３）周囲の児童等への対応

- ・いじめの定義や概要について説明し、いじめの問題を全校の問題として考えさせた。
- ・全校集会等で、不安や悩みを積極的に相談することや友達が困っていたら連絡することで、い

じめは解決に向かい、楽しい学校生活やいじめ防止につながることを説明した。

- ・ いじめの防止に向けた具体的な活動を代表委員会等で話し合わせ、朝のあいさつを各学年が担当する「あいさつ運動」と、言われて嬉しかったり、元気が出たりした言葉を紹介し合う「あったか言葉運動」を実施することにした。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・ S Cと連携して被害児童・加害児童の様子を観察してもらうとともに、必要に応じて相談活動を実施した。
- ・ 些細なことと思われる内容でも、いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づいて積極的にいじめを認知し、教育委員会へ報告した。

その後の経過

- ・ 児童のいじめに対する意識が変わり、友達を励ましたり、思いやりのある言葉をかけたりする等、相手のことを尊重した言動を心がけるようになった。また、どのようなことがいじめになるかを考え、お互いに注意しあったり、教員に相談する機会が増えたりし、いじめを防止しようとする意識の高まりが感じられるようになった。
- ・ 教職員が児童に自信をもたせる言葉がけと「いじめは許されない」という指導を継続することで、児童が自己有用感や自己肯定感をもてるようになった。



対処のポイント

(1) いじめの認知に関する教職員間の共通理解

- ・ いじめの定義についての共通理解を図った。
- ・ いじめの対応についての校内研修を実施した。

(2) いじめに対する組織的な対応

- ・ いじめ認知後の指導体制（被害児童、加害児童、保護者に対応する役割分担等）を整備し、組織的な対応をした。
- ・ 児童の自己有用感や自己肯定感を高めるために、褒めたり認めたりする言葉がけを推進した。

(3) 児童会を主体とした自発的、自治的活動によるいじめの防止

- ・ 代表委員会で考えた、「あいさつ運動」と「あったか言葉運動」を実施した。

■本事例を振り返って

- ・ 本事例では、児童同士でよくあるトラブルを適切に判断し、いじめの定義に基づいた認知と組織的な対応をすることで、いじめの解消につながった。また、児童が主体的にいじめ防止の活動を行うことで、学校からいじめをなくそうとする意識が高まった。
- ・ 児童の自己有用感や自己肯定感を高めることが、お互いを認め合う学級の雰囲気づくりにつながり、望ましい人間関係を築けるようになった。いじめの未然防止に向けた学校の実態に即した効果的な取組の推進も重要である。

【事例④】特別な支援を要する児童によるいじめの事例（小学校）

〔被害児童：1年男子 1名〕
〔加害児童：1年男子 1名〕

事例の概要

- ・2学期に入って、男子Bが転入してきた。就学前に一緒に保育所に通っていた児童は「保育所の時に、たたかれたり、蹴られたりした。」と警戒していた。
- ・転入早々、学級の児童に暴言を吐いたり、暴力を振るったりした。授業中も落ち着かない態度が続き、なかでも、集会等で整列する際はすぐ前に並ぶ男子Aに対して、突然蹴ったり、たたいたりした。
- ・Bには決して暴力を振るわないことを指導し、また、集会時にはBをAから遠ざけるようにしたが、Aは「学校へ行きたくない。」と保護者に訴え、登校をしぶるようになった。

事実確認等

- ・Bは、転入前に、発達障害の診断を受けていた。Bは、他の児童とコミュニケーションをうまくとることができず、自分の思い通りにならないと暴言を吐いたり、暴力を振るったりする。興奮したときは、職員に対しても暴力的になる。
- ・学級担任は、Aからいじめ被害の訴えがあったり、Bの暴言や暴力等を目撃したりするたびに、学校いじめ対策委員会で報告し、事実関係の共有といじめの認知、組織的な対応へとつなげてきた。

具体的な対応

（1）被害児童・保護者への対応

- ・Aに対しては、嫌なことがあったり、困ったことがあったりしたときには、学級担任に相談すること、また、いじめからは全職員で守ることを伝えた。
- ・保護者には「いかなる場合でも、いじめは許されない。」ということ、また、いじめの問題には、学級担任だけではなく、全校体制で対応することを伝えるとともに、家庭での様子（いじめの訴え等）について情報提供をお願いした。

（2）加害児童・保護者への対応

- ・被害児童同様、嫌なことがあったり、困ったことがあったりしたときには、学級担任に相談することを伝えた。
- ・保護者には「いかなる場合でも、いじめは許されない。」ということ、また、いじめの問題には、学級担任だけではなく、全校体制で対応することを伝えるとともに、家庭での様子について情報提供をお願いした。
- ・保護者の了解を得て、児童相談所の職員から、場面や状況に応じたBへの対応の仕方について、助言を受けた。
- ・Bに対する個別の指導計画を立てるとともに、障害の特性やAへの対応の仕方について全教職員で共通理解し、いろいろな場面で、A及びBをサポートできる体制づくりを行った。
- ・Bの問題については、学級の問題として学級担任だけで解決しようとせず、校内特別支援委員会が中心となって対応することとした。
- ・個別の指導計画について、保護者の理解を求めるとともに、連携して指導に当たっていくことを確認した。

- ・必要に応じてＳＣやＳＳＷ、医療機関とも連携して指導に当たっていくことの理解を保護者から得た。

（３）周囲の児童等への対応

- ・暴言を吐いたり、暴力を振るったりすることは、絶対に許されない行為であるので、もし、いじめられている児童がいたら、学校全体で守っていくことを話した。
- ・支援を必要とする児童の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動をとってしまう理由などを、学級の児童が理解できるように伝えた。
- ・困ったときは学級担任、養護教諭、そのほかの教職員、ＳＣ、ＳＳＷなどに、いつでも相談できることを伝えた。
- ・道徳科を中心に各教科等で「相手の気持ちを考える心」「思いやり」「一人一人が違って当たり前であること」などについて考えさせたり、話し合わせたりした。

（４）その他（関係機関との連携等）

- ・児童相談所の職員から、Ｂへの対応の仕方について定期的に助言を受けた。
- ・Ａだけではなく、学級の他の児童も暴言を吐かれたり、暴力を振るわれたりしているので、ＳＣやＳＳＷからそれらの児童への対応について助言を受けた。

その後の経過

- ・Ａは、学級の他の児童が集会時等の整列の順番を代わってくれたり、Ｂに対して「やめて。」と言ってくれたりするようになったことで、少しずつ安心して学校に来ることができるようになった。
- ・学校が関係機関と連携を図りながら、個別の指導計画をもとに、Ｂへの支援を続けていくうちに、以前よりもＢ自身の行動に落ち着きが見られるようになってきた。
- ・学級の児童もＢの特性を受け入れるようになり、少しずつコミュニケーションが図られてきた。



対処のポイント

（１）専門機関と連携した学校の組織的な対応

- ・校内特別支援委員会等での共通理解
- ・児童相談所との連携

（２）ＳＣ、ＳＳＷとの効果的な関わり

- ・被害児童、加害児童、学級の他の子へのサポート
- ・学級担任、特別支援コーディネーター、その他の職員への助言

（３）加害児童の別室登校による被害児童の保護

- ・加害児童のフールダウン等のための別室指導
- ・被害児童の心的ストレスの回避

■本事例を振り返って

以下のことにより、Ｂの暴言、暴力が減り、Ａの登校しぶりもなくなった。

- ・専門機関や保護者との継続的な連携と教職員の組織的な対応
- ・他の児童への当該児童に対する具体的な対処方法の指導
- ・個々の児童の多様性を認め、尊重する態度の育成

【事例⑤】人間関係をうまく築けない児童の特性に配慮しながら対応した事例（小学校）

〔被害児童：2年女子 1名〕
〔加害児童：2年女子 5名〕

事例の概要

- ・女子Aはおとなしく真面目で、自ら積極的に友達に関わることが苦手であるが、グループ活動等では友達と協力して行うことができる。
- ・Aが1学期のいじめに関するアンケートに「みんなに仲間外れにされている。」「みんなが自分のことをにらんでくる。」と回答したため、学級担任が生徒指導主任に報告した。

事実確認等

- ・学級担任がAに状況を確認したところ、仲間外れやにらんだ児童として5名の名前が挙がった。また、クラスに誰も友達がいなくて悩んでいると話していた。
- ・Aの保護者に電話連絡したところ、家庭でも「誰も遊ぼうと誘ってくれない。」「みんながにらんでくる。」などと話していることが分かった。
- ・Aが仲間外れやにらんだとした5名の児童から事情を聞いたところ、「昼休みに体育館に遊びに行くときに、本を読んでいたAさん以外の友達だけを誘ったことがある。」「Aさんの読んでいる本に興味があり、Aさんをじっと見たことがある。」とのことだった。しかし、5名とも意図して仲間外れにしたり、にらんだりしたことはないことが分かった。
- ・学校いじめ対策委員会を開き、いじめと認知した上で、Aといじめを行った5名との関係修復を図ることとした。その際、Aへの声がけやチャンス相談、定期的な教育相談を充実させるとともに、道徳科や特別活動の時間を通じて、学級の人間関係づくりに重点を置いて取り組むこととした。

具体的な対応

（1）被害児童・保護者への対応

- ・「友達づくりを一緒に進めていこう」という意志を伝えた。
- ・保護者に対して、「児童が抱える悩みを受け止め、一緒に解決していく」旨を伝えた。

（2）加害児童への対応

- ・加害児童に対して、「いじめ」という言葉を使わずに、Aとの関わり方について指導した。
- ・構成的グループエンカウンターや道徳科の授業等を通じて、他者への関わりについて考えさせた。

（3）周囲の児童等への対応

- ・アンケートやアセス、教育相談等を通じて、学級内の人間関係を把握した。
- ・構成的グループエンカウンターを取り入れ、よりよい人間関係を育成した。
- ・道徳教育の充実を図り、人権意識や規範意識、言葉づかい等についての指導を工夫した。

その後の経過

- ・定期的に実施している情報交換会を通じて全教職員で共通理解した結果、縦割り活動（異学年交流）の際に、Aに意識的に関わる高学年の児童が増えた。その影響から、Aに声をかける児童が増え、徐々にAからも自主的に周囲の児童に関わっていく姿が見られるようになった。
- ・Aの相談を受け、教職員が意図的・計画的によりよい人間関係を育成したことにより、Aの精神的苦痛や疎外感が解消されただけでなく、学級集団に一体感が生まれ、困っている子をそのままにしない雰囲気が醸成された。また、話し合い活動やグループでの作業では積極的に発言したり、行動したりする児童が増えた。
- ・2学期の定期教育相談では、Aから、「学校が楽しい。」「話を聞いてくれる友達ができた。」という話があり、精神的な安心感が生まれたようであった。保護者には経過報告を確実に行之、連携を図りながら対応することができた。



対応のポイント

（１）児童の特性や内面についての理解（児童理解）

- ・人間関係づくりが苦手な「待ち」の児童が抱える悩みを理解する。
- ・被害を訴えた児童が感じている疎外感に寄り添い、一緒に解決していく意志を伝える。→「自分から関わる努力が足りない被害児童に問題がある」とは捉えない。

（２）いじめを生まない人間関係づくり（学級経営）

- ・リレーションを深める集団づくりを工夫する。（構成的グループエンカウンター等）
- ・気持ちのよい言葉づかいを丁寧に指導する。（冷たい言葉と温かい言葉）
- ・人権意識や規範意識を醸成するために道德教育の充実に努める。

（３）教職員間での共通理解と全校的な取組（組織的な対応）

- ・情報交換等で児童の特性や訴えについて共通理解を図る。
- ・縦割り活動を通して学校全体でよりよい人間関係を育む。

■本事例を振り返って

- ・本事例のように、人間関係をうまく築けない児童が悩みを内面に抱え、いじめにつながる場合がある。児童理解の不足からいじめへと発展していくことのないよう、教職員自身の感度を高めたり、教職員間で情報を共有したりすることにより、未然防止を図ることが重要である。
- ・いじめが起きた後の対応に力を注ぐのではなく、いじめを生まない環境づくりに努め、加害児童も被害児童も生み出さない開発的・予防的な取組を積極的に行っていくことが求められる。

【事例⑥】生活ノートに死にたいと書いてきた児童への組織的な対応の事例（小学校）

〔被害児童：5年女子 1名〕
〔加害児童：5年女子 2名〕

事例の概要

- ・女子Aは、女子B、女子Cと仲良しグループであったが、ちょっとした言動により、けんかやトラブルが絶えなかった。
- ・学級担任は、事あるごとに関係児童と面談し、事実確認をした上で適切に指導をしてきた。
- ・Aに関しては、職員会議でも話題にし、全教職員で情報を共通理解していた。
- ・ある日、Aの生活ノートの記述欄に「BやCに無視された。死にたいです。学校の3階から飛び降りたいです。」という記述があった。

事実確認等

- ・生活ノートを見た学級担任は、管理職と生徒指導主任にノートのコピーとともに第一報を伝えた。
- ・校長は、直ちに学校いじめ対策委員会を緊急招集し、情報の共有と対応策を協議し、「学級担任と養護教諭が速やかにAと面談し事実確認をすること」、「学年主任と生徒指導主任がB、Cから事実確認をすること」、「教頭へ情報を集めすり合わせをすること」が決まった。また、学級担任一人が抱え込むことのないよう、サポートチーム（学年主任・養護教諭・教務主任）を編制し、Aへの対応は、複数名で行うことを原則とした。
- ・すり合わせの結果、事実確認した内容に差異はなく、ちょっとした口論が原因となり、Aへ嫌がらせをしようということになり、数回無視をしたということが分かったため、いじめとして認知した。
- ・教頭は、教育委員会に第一報を入れ、事実や対応等を報告するとともに、指示を受けた。

具体的な対応

（１）被害児童・保護者への対応

- ・学級担任は、すぐにAと面談をし、事の経緯や今の気持ちについて共感的に話を聞き、「Aを守ること」、「仲良く過ごせる学級にすること」を約束した。
- ・学級担任はもちろん、養護教諭や学年主任、その他の教諭など毎日Aに声がけをし、嫌な思いをしていないか確認するとともに、心のケアに努めた。
- ・生活ノートが提出されたその日のうちに、家庭訪問し、Aが希死念慮を訴えたことを報告するとともに、家庭での見守りや情報を共有していくことを依頼した。また、土日も電話連絡し、児童の様子を確認した。
- ・Aと積極的にコミュニケーションを取りながら、日常的な観察と記録を継続し、毎日教頭へ報告した。

（２）加害児童・保護者への対応

- ・事実確認後、「相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりしないこと」、「相手の立場に立った言動ができるようになること」を指導した。その後、謝罪したいという旨の訴えがあった。
- ・事実について、B・Cの保護者へ電話連絡し、家庭での見守りや情報を共有していくことを依頼した。

(3) 周囲の児童等への対応

- ・学年集会を開き、相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりしないこと、相手の立場に立った言動ができるようになること、困っている人がいたら助けてあげられる人、大人に知らせることができる人になること等、いじめ防止に向けた指導をした。学級でも再度指導した。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・教育委員会には、その日の児童の様子等を、毎日定時報告し、指導を受けた。
- ・S Cに依頼し、Aと面談してもらい、心のケアや友達関係の構築等についてアドバイスしてもらった。
- ・サポートチームは、児童への対応はもとより、学級担任のケアやサポートにも当たり、一人で抱え込まないように、相談役になりながらサポートし続けた。

その後の経過

- ・Aは、希死念慮を訴えることはなく、楽しく学校生活を送ることができた。本事例を機に、親身に対応した学級担任との信頼関係がより深まり、些細なことでも報告したり、相談したりするようになり、安心感をもって生活していた。
- ・Aが卒業するに当たり、進学先の中学校教頭及び生徒指導主事に情報提供し、引き続きAを見守っていくことを確認した。



対応のポイント

(1) 初期対応の確実さ

- ・管理職への第一報及び学校いじめ対策委員会の緊急招集と情報共有・対応策の協議
- ・教育委員会への第一報

(2) 被害児童の心に寄り添った対応

- ・被害児童との早急な面談と事実確認
- ・サポートチームの編制及びサポートチームでの対応

(3) 関係機関との連携及び組織的な対応

- ・教育委員会、S C・S S W・養護教諭等専門職との連携
- ・児童に寄り添った組織的な対応

■本事例を振り返って

- ・本事例では、初期対応が迅速かつ適切であり、組織的に対応したことで、重大事態を未然に防ぐことができた。管理職のリーダーシップと普段からの組織的な対応への体制が整えられていたことが効果的だった。
- ・希死念慮を抱く児童への対応を、学級担任一人に任せるのではなく、サポートチームを編制して組織的に対応したり、関係機関と連携して対応したりすることができた。
- ・親身になって対応したことで教員と児童の信頼関係が深まり、その後の大きなトラブル等の未然防止にもなり、安心感のある学校生活につながった。
- ・進学先の中学校と連携を図り継続的に見守る体制を構築することも重要である。

【事例⑦】被害者本人はいじめと認識していないが周囲がいじめと考えている事例（中学校）

被害生徒：1年男子 1名
加害生徒：1年男子 2名

事例の概要

- ・男子Aが仲の良い男子B、男子Cに、変なあだ名をつけられたり、軽く小突かれたり、叩かれたりしているのを複数の生徒が目撃していた。
- ・一方で、3人が仲良く談笑したり、一緒に遊んだりしている姿も見ていた。
- ・つけられたあだ名があまりにもひどく、小突かれている頻度も多く、見るに堪えられなくなってきたので目撃していた複数の生徒が学級担任に事実を伝え、いじめではないかと相談してきた。

事実確認等

- ・Aに学級担任が話を聞いたところ、そのようなことは確かにあるが、仲もよいし気にしていない。いじめとも認識していない。
- ・B、Cに学級担任が話を聞いたところ、A同様そのようなことはあるが、ふざけ合っているだけでいじめとは認識していない。
- ・複数の目撃者に学級担任が話を聞いたところ、本人たちはそのようなつもりはなくても、見ている自分たちも不快になり、明らかにいじめだと主張した。
- ・学級担任は学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に事実を伝え、いじめとして認知した上で学年の教員を中心に組織的な対応をすることにした。

具体的な対応

（１）被害児童・保護者への対応

- ・Aは、本当はいじめられているという認識があるかもしれない。そこで学級担任以外にも複数の教員やSCが話を聞き、Aの本心を引き出すように丁寧に対応することにした。
- ・複数の代わる代わる話を聞いたがいじめと認識していないようであった。そこで「見ている周囲の生徒が不快に思い、いじめと捉えていること」「このままにしておくと友達の行為が更にひどくなる可能性があること」「同じようなことを自分もして、いじめの加害者になる可能性があること」などを具体的に指導した。（もし、いじめられている認識があっても言えなかった場合は、Aの心に寄り添い、不安感や心配な気持ちを和らげ、本心を引き出した上で対応する。）
- ・保護者には事実を伝え、学校はいじめと捉えて対応していくことを伝えた。
- ・家での様子を含め、今後も密に連絡を取り合い、経過観察をしていくことを確認した。

（２）加害生徒・保護者への対応

- ・学年主任や生徒指導主事など学級担任以外の教員からも指導をした。「からかいや悪ふざけが続くことでAがどんな気持ちになるのか」「自分たちが逆の立場であればどう思うのか」「周囲はいじめと捉えている」ということについて考えさせた。また、このままの状態であれば更に行為がエスカレートする可能性があることにも気付かせた。
- ・保護者には事実を伝え、学校はいじめと捉えて対応していくことを伝えた。また、家での様子を含め、今後も密に連絡を取り合い、経過観察をしていくことを確認した。

(3) 周囲の児童生徒等への対応

- ・ 今回の事案を報告した生徒に対して、報告することでいじめを防止し、より良い学級づくりに貢献したことを伝え、大いに褒めた。また、今後もだめなことはだめと言える正義の心を大切にして、このようなことがあったら教えてほしいと協力を要請した。
- ・ B、Cとの関係が悪化することもあると考えられるので、学級担任を中心として継続して声をかけ、観察していった。
- ・ 学級活動の時間を利用し、いじめを許さない学級づくりのための話し合い活動を行い、学級全員でいじめについて考えた。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・ S Cとのカウンセリングを定期的に継続している。

その後の経過

- ・ 3人でのいることはあるが、あだ名で呼ばれたり、小突かれたりすることはなくなった。仲良く過ごしている。
- ・ 3人の家庭とは継続して連絡を取り合っており、学校、家庭での様子を報告し合い、良好な関係を築いている。



対処のポイント

(1) 周囲の声を生かす

- ・ 周囲がいじめだと考え声に出すことが、学級、学年、学校全体の自浄力を高め、様々な問題の未然防止につながる。
- ・ 声に出した生徒へのフォローをしっかりと行う。また、よきリーダーの育成につなげる。

(2) 被害生徒の真意をつかむ

- ・ 被害生徒が本当にいじめと認識していなくても、周囲からの声を伝え、いじめに発展する可能性や、このような小さな出来事から大きな出来事に発展する可能性があることを理解させた上で指導を行う。
- ・ いじめと言えない理由があるのであれば、心に寄り添い組織的に対応し、事実確認をし、被害者に安心感を与えるように努める。また、日常的に教育相談やチャンス相談等を行い、生徒や学級の実態をしっかりと把握しておく必要がある。

(3) 保護者に対して確実に情報提供をする

- ・ 仮にいじめと認めなかったとしても、重大な事案に発展することもあると考えられる。そこで、確実に加害生徒、被害生徒の保護者に連絡し、学校として最低限やっておくべきことはやらなければならない。

■本事例を振り返って

- ・本事例では、周囲の生徒からいじめであると声が上がった点がポイントである。正義の声を、勇気を出して上げた行為を大切にしたい。また、日頃から生徒との信頼関係を築き、何でも言える関係づくりが大切である。今回のように声に出した生徒をリーダーとして、自浄力の高い集団に育てていきたい。
- ・本人たちがいじめと認識していなくても、いじめと捉え対応していくことも考えられる。このようなケースから更に大きな出来事に発展することもあることを認識させ、小さなうちに芽をつみ、生徒にこのくらいであればいいと思わせないようにすることがいじめ防止において大切である。

【事例⑧】部活動内のトラブルの事例（中学校）

〔被害生徒：1年男子 1名〕
〔加害生徒：1年男子 3名〕

事例の概要

- ・男子Aは、中学校から競技を始め、周りと比較すると技術的には劣るが、日々の練習では必死に追いつこうと努力を続けていた。
- ・定例の教育相談アンケートにAが「部活動に対する悩み」を記入していたため、A、学級担任、部活動顧問で面談を行ったところ、練習中同じチームになると周りが嫌な顔をしたり、陰でひそひそ話をしたりするのが気になるということを話した。そのため、部活動でミーティングを開き、部活動の意義と仲間について、顧問から全体に話をした。
- ・数日後、Aの母親から、Aが「部活動をやめたい」、「学校にも行きたくない」と言っていると学校に連絡が入り、欠席した。
- ・学級担任がその日の放課後電話連絡をしたところ、明日は登校するということだったので、翌日話を聞くことを母親に伝えた。
- ・学級担任がAから話を聞くと、部活動中、相変わらず同じチームになると周りが嫌な顔をする、「下手くそ」、「やめろ」など暴言を吐かれるなどの不満を口にした。

事実確認等

（1）Aが話した内容（学級担任、部活動顧問で対応）

- ・同級生の男子B、男子C、男子Dの3人が、目配せをして同じチームにならないようにしたり、練習中ミスをする「下手くそ」と言ったり、練習後は「Aは使えないよな」と聞こえるように話をしたりと嫌な思いをしている。
- ・1年生としての雑用を「下手くそだから」という理由で、何かと3人に押し付けられる。
- ・競技は好きなので、上達したいと思っている。
- ・3人には「下手くそ」とか「使えない」と練習中に言わないでほしい。

（2）B、C、Dが話した内容（部活動顧問で対応）

- ・Aが一生懸命練習に取り組んでいるのはわかっていたが、同じチームになると負けることが多く、イライラしていた。
- ・以前、部活動顧問から指摘されてわかっていたが、うまくいかないときはついAを責めてしまった。
- ・雑用もイライラの延長でAに押し付けていた。

（3）学校の対応

- ・学校いじめ対策委員会を開き、いじめとして認知した上で、対応について検討した。

具体的な対応

(1) 被害生徒・保護者への対応

- ・ Aには、不快に思う言動が今後も陰で続いたり、再発したりした場合は速やかに伝えることを確認した。
- ・ 部活動顧問は、これまで明らかになっている事実を保護者に伝え、これからの対応と今後の指導方針について説明し、理解を求めた。

(2) 加害生徒・保護者への対応

- ・ どんな理由があってもAに行った行為はいじめにあたり、許されない行為であることを諭しながら、仲間を大切にし、同じ目標に向かって練習に励むよう話をした。また、Aに対して謝罪する場を設けた。
- ・ これまでの事実と指導の経過、今後の指導方針を各保護者に伝え、理解を求めた。

(3) 周囲の生徒等への対応

- ・ 部活動顧問は、チームメートへの声かけについて全体に話をし、部活動内の人間関係のあり方について考える機会を設けるなど、仲間を大切にする意識を高める取組を行った。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・ いじめ報告書を作成し、全職員に対して周知を図り、被害・加害生徒について様子を観察するようにお願いをした。

その後の経過

- ・ Aが安心して部活動に取り組むことができているかを注意深く観察し、定期的に面談を実施した。また、B、C、Dにも定期的に面談を行い、同種の事案を起こしていないか確認を行った。
- ・ Aは休むことなく練習に参加し、表情も明るくなった。また、チーム全体も前向きな声かけが聞こえるようになってきた。



対処のポイント

(1) 日頃から生徒の様子（言動）の変化を把握しておく。

- ・生徒の活動には教員がしっかりとつき、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインも見逃さないようにする。

加害生徒のサイン例

- ・特定の生徒と同じチームになると嫌な顔をする。
- ・特定の生徒への言葉がけがきつくなる。
- ・仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。

被害生徒のサイン例

- ・表情が暗く、口数が少ない。
- ・持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。
- ・一人で部活動の準備、片づけをしている。

(2) 保護者との信頼関係をきちんと築いておく。

- ・家庭でもサインを出していることが多くあり、気になることが見られたら学校に連絡が入るような保護者との信頼関係をきちんと築いておく。また、加害生徒の保護者が、いじめの事実について納得したら、共に育てるという姿勢で指導にあたる。

(3) 事象の背景を正確に把握する。

- ・表面に現れた部分のみを取り上げて指導するのではなく、競技レベルの不満か人間関係の不満か、このような形となった理由は何なのかなど、その背景にある事柄を正確に把握して適切な指導をし、被害生徒の活動が阻害されることがないよう配慮する。

■本事例を振り返って

- ・本事例は、部活動内において、競技レベルの差で上下関係ができ、そこから生まれた暴言に被害生徒が苦痛を感じるというものであった。被害・加害生徒から話を聞き、暴言の背景にある事柄を正確に把握し、適切な指導をしたことで、被害生徒の活動が阻害されることはなかった。集団生活を通して、好ましい人間関係や仲間を大切にすることを育むことで、心身の成長を図り、健全な社会生活を営むために必要な資質の基礎を養っていくことが大切である。

【事例⑨】本人はいじめられていると感じているがその事実関係を明らかにすることができない事例（中学校）

〔被害生徒：2年女子 1名〕
〔加害生徒：2年女子 2名〕

事例の概要

- ・女子Aは、小学校時代2年間の不登校を経験しており、交友関係も狭く、口数が少ない生徒であった。
- ・Aは、定期テストを境に学校を休んだ。家庭からは連絡がなく、直ちに家庭訪問をしたが誰の応答も無かった。その後欠席は4日間継続した。
- ・Aには女子Bという親友がいたが、この頃友人関係が上手くいっておらず、そこに女子Cが2人の中に入ってきた。当初、3人で遊んでいたが、その内、AはBとCが自分の悪口を話している、2人で目配せしてAを馬鹿にしていると感じるようになった。耐えきれなくなったAは、毎日提出する生活日記の中に、その悩みを書いてきた。

事実確認等

（１）家庭訪問

- ・欠席4日目の放課後、学年主任と学級担任が家庭訪問をした。直接、Aと会話はできなかったが、プリントと手紙を置いてきた。

（２）教育相談（チャンス相談）

- ・週が明けて欠席5日目、突然Aは何事も無かったかのように登校してきた。判断は難しかったが別室に行かせず、あえて普段通り教室で授業を受けさせた。授業を終え放課後、相談室で何があったか尋ねた。しかし、何も聞き出せなかった。

（３）家庭との連携

- ・家庭からの連絡がなく欠席した日には、朝のうちに自宅か、又は母親の携帯に連絡をした。携帯で連絡が取れないときには、職場に連絡し様子を聞いた。母親にも、いじめに関係するようなことは話していないとのことだった。

（４）学校の対応

- ・これまでの経緯を、学年の教員で確認し学校全体としても、学校いじめ対策委員会を開き、これまでの4日間の事実経過を確認し、翌日からの調査について役割分担等を検討した。
- ・BとCに対して、Aとのことを聞いてみた。すると悪びれた様子もなく、素直な表情で答えてくれた。3人でいるときにBとCで目配せすることはあるが、決してAをいじめるためではないという。また、Aの思い過ごしではないのかと主張してきた。Aの受け止め方とは大きなズレを感じた。
- ・学級の生徒にも聞いてみたが、Aがいじめられているという情報はなかった。言葉で表現することが上手くないAは、些細な行き違いでマイナスに捉えることが多く、友人たちと壁を作ってしまうように感じた。
- ・調査の結果、意図的に行われた行為ではないものの、人を傷つける行為と判断し、いじめとして認知した。

具体的な対応

(1) 被害生徒・保護者への対応

- ・学級担任は、上記の事実を踏まえた上で、つらい気持ちを受容しながらAに接することを心がけ、日常的な声かけの回数も意図的に増やした。Aは何かできることは無いかと尋ねても、首を振ることが多かったが、話しかけると笑顔も見られるようになった。
- ・今後、保健室に行くことも予想されたため、あらかじめ養護教諭には、一連の経緯を詳細に伝えておいた。
- ・学級担任は、登校した日から学校であった出来事や気付いたことなどを母親に報告をした。仕事で忙しい母親は、娘の様子もできるだけ把握しようと努めているが、口の重いAとは、なかなかコミュニケーションが上手く取れていないようだった。

(2) 加害生徒への対応

- ・BとCには、生徒指導主事と学級担任、学年主任がAの気持ちを伝えると共に、2人の考えを丁寧に聞いた。「Aがそんなふうに感じているとは思わなかった」「Aの部活動の様子を見ると、どうかと思うことがあった。」「いつも3人でいなくてはならないかと思うと、窮屈なときもある。」など素直に自分たちの考えを話してくれた。また、BとCはAに謝罪したいという気持ちをもつようになった。
- ・その後、Aと話し合うことを提案し、3人の話し合いの場面を作った。初めは表情の硬かったAであったがBとCの説明と、これまでの態度を謝罪したことで、和解の方向に向かった。

(3) その他（S Cとの連携等）

- ・S Cの来校日は、気軽に相談できることを学級で確認した。またAにも、直接S Cとの相談を勧めた。快い返事を聞くことはできなかったが、何かの際にはいつでも話すことができる人（S C）がいると分かり、幾分表情が緩んだ。

その後の経過

- ・Aは、学年主任、学級担任の家庭訪問や、家庭連絡が増えたことがきっかけとなり母親が今まで以上に親身になってくれることで孤独感が薄まり、以前と同じように登校できるようになった。B、Cとも関係が改善しているように見えた。Aは相変わらず、会話は苦手であるが、学級担任に何か伝えたいときは、生活日記に丁寧に気になることを記入するようになった。



対処のポイント

- (1) いじめアンケート、毎日の生活日記なども、注意深く観察し、声かけをしていく。
- (2) 保護者へのこまめな情報提供、家庭訪問も学年団の力も借りながら行う。
- (3) S Cや養護教諭などの力を借りることも視野に入れ組織的な対応ができる支援体制を整える。
- (4) 学校いじめ対策委員会を開くことにより、学校全体としての問題と捉え、学級担任一人で抱え込まない。

■本事例を振り返って

- ・今回の事例のように、周囲の生徒が意図的に行為を行ったわけでもないのに、本人はいじめられていると感じてしまうことがある。教員は、まずそのように感じている生徒の不安な気持ちを理解することが大事であり、いじめ場面が明確に確認できなかったからといって、「単に本人の思い過ごしである。」「この程度のことで、大げさである。」と片付けてしまっては、保護者に対して親身な対応は出来ず、逆に不信感を招いてしまいかねない。学校と家庭の連携や、生徒の心に寄り添った支援など、きめ細かい配慮を繰り返すことで本人の心理的な安定を図ることができる。

【事例⑩】周囲が被害生徒にも原因があると考えている事例（中学校）

〔被害生徒：3年女子 1名〕
〔加害生徒：3年男女 5名〕

事例の概要

- ・女子Aの保護者から電話で「Aが学校でみんなからいじめられている。学校でいじめがあってもいいの。なんとかしてもらいたい。」という要望が直接校長に寄せられた。
- ・Aは、同じクラスの男子Bから「死ね、キモイ」などと言われていた。
- ・座席が近いということもあり、休み時間にSNSの話になった。BがAに「学級のグループに入っているのか？」と聞いた。Aは、「入ってないよ。」と答えた。それに対してBは「嫌われているからなあ。」と言った。Aはその言葉がショックで次の日から学校を欠席した。

事実確認等

- ・校長の指示で、学校いじめ対策委員会を開き、対応を検討し、個別に聴き取りを行った。
- ・Bが、Aに対して「嫌われているからなあ。」と言ったのは事実である。
- ・Bは、Aから、嫌なあだ名や乱暴な言葉をたびたび言われていた。
- ・Aの授業態度がよくないことに対してBを含めた生徒5名が不満をもち、Aに冷たい態度をとっていた。
- ・Aは、友人と「載せない」と約束した写真をSNSに載せて拡散した。
- ・Aは、他校生とも交流が多く、Aの身勝手さや悪口のせいでトラブルになり、SNS上で悪口を書き込まれていた。
- ・Aには、学年主任と生徒指導主事が事実関係を確認し、どうすれば気持ち良く過ごせるのか、話をじっくりと聴いた。
- ・事実確認後、再度、学校いじめ対策委員会を開き、いじめであると認知し、今後の対応について検討した。

具体的な対応

（１）被害生徒・保護者への対応

- ・学級担任が席替えを実施し、Aの周囲に安心できる居場所をつくった。
- ・保護者には、校長が早急に対応することを伝え、事実を説明し、学校で嫌な思いをさせたことを謝罪した。また、これからも継続して見守っていくことを伝えた。

（２）加害生徒・保護者への対応

- ・Bを含めた加害生徒には、学年主任が事実確認を丁寧に行い、いじめは許されない行為であるという、毅然とした態度で指導した。また、相手の気持ちや自己の行為を考えさせ、「自分がされて嫌なことは他人にもしない」ということを納得させた。
- ・保護者には、学級担任から指導の経緯を説明・報告し、再発防止のための協力を求め、理解を得た。

(3) 周囲の生徒等への対応

- ・ いじめへの加担になる行為は絶対にしないことを学級担任が学級全体に指導した。
- ・ からかいや悪口など「いじめ」に気付いた時は、先生や保護者に必ず知らせることを徹底させた。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・ SNS上で付き合いのある生徒の学校に生徒指導主事が情報を提供し、お互いの様子を見守っていくことを確認した。
- ・ 生徒指導主事が教育相談員、SCに情報を提供し、連携して見守っていくことを確認した。

その後の経過

- ・ Bを含めた加害生徒や周囲の生徒たちもAに対して優しい言葉をかけるなど、気を配りながら生活するようになった。また、Aも言葉に気を付け、自分で言われて嫌なことは他人にも言わないことを心に留めながら生活している。その後の欠席はなく、毎日元気よく仲間と楽しそうに過ごしている。



対処のポイント

(1) いじめに対する概念を生徒に対して全校体制で指導する。

- ・ 相手に非があったとしても、冷やかしかからかい、悪口を言うことは「いじめ」であり、絶対に許されないことだと指導する。
- ・ SNS等で誹謗中傷や相手にとって嫌なことをするのも「いじめ」であり、絶対にしてはいけないことだと指導する。

(2) 組織的な対応

- ・ 校長の指示で緊急会議を開き、教員の役割分担を決定し、対応の仕方を確認する。
- ・ 個別に聴き取った情報を記録にまとめ、事実関係を的確に確認し、親切で丁寧な指導、心配事等を受け止める共感的な支援を組織で確認する。
- ・ 日頃から学校生活や友人関係について、生徒の悩みを傾聴できる体制をつくる。
(教育相談の充実)

(3) 保護者、関係機関との連携

- ・ 保護者には、迅速に事実を説明するとともに、今後、再び起こらないような体制について説明し、理解を得る。
- ・ 教育相談員やSCと相談しやすい環境をつくる。
- ・ インターネット関係については、ネットパトロールからの情報をもらうなど、関係機関とも連携する。
- ・ 他校生との交流について、関係する学校に情報提供を行い、連携して指導する。

■本事例を振り返って

- ・ 被害生徒からじっくりと話を聴いたことで、今回の件以外にも、学校や家庭に様々なストレスがあることを知ることができた。このような生徒に限らず、ふだんから機会を見つけて生徒と話ができる環境（教育相談等）をつくることはもちろん、役割分担等の組織的な対応をすることが重要である。

【事例⑪】特別な支援を要する生徒との関わりで起きた事例（中学校）

〔被害生徒：1年男子 1名〕
〔加害生徒：1年男女 5名〕

事例の概要

- ・男子Aは、広汎性発達障害の診断を受けており、相手の気持ちを理解することが苦手で、小学校の頃から、物事を深く考えない言動で相手を傷つけたり、善意からの助言を非難と誤解して級友とトラブルになったりすることがしばしばあった。
- ・清掃の時間、Aはほうきの担当だったが、同じ班の班長である男子Bから「欠席者がいて人数が足りないから、雑巾がけをしてほしい。」と頼まれた。急な変更になんともなかったAは、「今日はほうきの担当だから、雑巾がけは絶対にやらない。」と言い張ったため、他の班員からも「わがままを言うな。」「ちゃんと掃除をしろ。」と非難された。Aは興奮してその場を立ち去り、学級担任に「同じ班の人たちがいつも僕に嫌なことを言うてる。」と訴えた。

事実確認等

- ・学級担任が、感情が高ぶっているAを落ち着かせ、親身に話を聞いた。Aは、「自分の役割を果たそうと清掃活動を頑張っていたが、同じ班の人たちが自分を責め、嫌な気持ちになった。」と自分の気持ちを学級担任に話した。
- ・学級担任が、Aと同じ班の生徒に話を聞くと、言いすぎたことを反省する言葉があったが、Aに対して班長の指示を聞き、状況に応じてしっかりと清掃活動に取り組んでほしいとの訴えがあった。
- ・学級担任は、Aや班員の話を受け、学年主任に報告した。学年主任は過去のトラブルを含めて状況を集約し、学校いじめ対策委員会で情報共有を図るとともに、いじめとして認知した上で指導の方向性を検討した。

具体的な対応

（１）被害生徒・保護者への対応

- ・何か嫌なことや困ったことがあった時には、学級担任だけでなく、話しやすい教職員に相談すること、どんな状況でも親身に話を聞くから安心するよう伝えた。
- ・保護者にAの現状を伝えるとともに、保護者の困り感を受け止めながら、状況に応じてSCやSSWを活用しながら、学校と家庭が連携して対応することを確認した。また、学級担任、学年主任、教頭、校長と保護者との面談を定期的に行い、Aの学校での言動や家庭での様子について情報交換を行うこととした。
- ・校内ケース会議において、Aの特性について全教職員で共通理解を図るとともに、状況に応じた対応を協議し、個別の指導計画に基づいて、様々な場面で組織的に支援する体制を構築した。

（２）加害生徒及び周囲の生徒への対応

- ・それぞれの個性や立場を尊重できるよう、思いやりの心を育てる道徳教育の充実を図るとともに、人と人との関わりを深める体験活動を充実させることで豊かな心を育んだ。
- ・特別な支援を要する生徒の得意なことや苦手なこと、一般的には理解しにくい行動が見られる理由等について、生徒にわかりやすく伝えることにより、理解を促した。

(3) その他（関係機関との連携等）

- ・教員の指導力やいじめの認知力を高めるために、SCやSSW等を講師とした研修や、具体的な事例研究を計画的に実施した。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の取組状況や得られた成果、「評価アンケート」の結果を踏まえた学校の取組について、保護者や地域に情報発信し、理解や協力を得た。

その後の経過

- ・個別の指導計画に基づき、組織的な支援を継続していく中で、以前よりもAの行動に落ち着きが見られるようになった。また、少しずつ自分の言動を振り返ることができるようになり、周囲の生徒もAの特性を受け入れ、コミュニケーションが図れるようになった。
- ・学校だよりや家庭訪問、保護者面談、参観日等、様々な機会をとらえて、学校のいじめ防止に向けた取組を伝えることによって、保護者との信頼関係が築かれ、教育活動への理解や協力を得られることができた。



対応のポイント

(1) 生徒理解と個別の指導計画を基にした組織的な対応

- ・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な支援を行う。
- ・特別な支援を要する生徒に対しては、個別の指導計画を作成し、「困り感」を的確に把握した上で、全教職員で支援の方法や関わり方の工夫、苦手な状況の軽減等を共通理解し、組織的に対応する。

(2) 学級内での「居場所づくり」と「絆づくり」

- ・特別な支援を要する生徒の得意なことや苦手なこと、一般的には理解しにくい行動が見られる理由等について、周囲の生徒に伝え、理解を促す。
- ・道徳や学級活動を充実させ、「思いやり」や「個性」について考えたり話し合ったりする活動を通して、豊かな心を養う。

(3) 校内研修の充実

- ・生徒の特性や実情に合った適切な支援を行うために、生徒指導主事を中心に研修主任や学年主任等が連携し、障害の特性への理解や保護者への支援、関係機関との連携、ロールプレイや疑似体験を取り入れた演習等、学校の状況に応じた校内研修を計画的に実施することにより、教職員一人一人の資質能力の向上を図る。

■本事例を振り返って

- ・全教職員で、SCやSSW等を講師とした研修や具体的な事例研究を計画的に実施し、特性を理解した上で、適切な対応を行ったことが、Aの変容につながった。
- ・生徒一人一人のよさや違いを大切にしながら、友達と学び合う授業を充実させることによって、Aの自己肯定感や周囲の生徒の自己有用感を高めることができた。
- ・日頃からAの状況についての保護者との情報交換を密に行うことで、信頼関係に基づいた協力体制を構築することができた。

【事例⑫】固定化された人間関係に関わる事例（中学校）

〔被害生徒：1年女子 1名〕
〔加害生徒：1年女子 3名〕

事例の概要

- ・女子Aが通う中学校は、各学年1学級の小規模校で、1つの小学校から入学しており、保育園から一緒に生活してきた生徒も多い。
- ・小学校時代のAは孤立することが多く、男子児童に言動をよくからかわれるという申し送りが小学校からあった。
- ・Aは、中学校入学を機に、自分自身を変えたいと考え、自ら学級役員に立候補し、選出された。しかし、学級役員としての仕事をきちんとこなせず、学級に迷惑をかけることが多くなった。
- ・A自身も、思うようにできない自分を嫌悪し、遅刻や欠席をするようになった。
- ・毎月行われるアンケートには、いじめに関する訴えは見られなかった。

事実確認等

- ・6月に行ったQ－U検査の結果では、Aが要支援群に位置していた。学級担任が結果をもとに学級の様子についてAと面談をした。
- ・学級役員としての自分の指示を女子B、C、D（Q－U検査では、3人とも満足群に位置）の3名が聞いてくれない、男子とともに発言を笑うことが多いと訴えた。
- ・B、C、Dの3人に対し、学級担任、学年主任、生徒指導主事が聞き取りを行った。
- ・3人は、自分たちは小学校時代からクラスの最上位グループであり、下位グループのAが学級役員として自分たちに指示することが気に入らず、指示を聞かなかったと話した。
- ・3人は男子に対してもランク分けを行っており、長年の慣習として悪気無く話した。
- ・学校のいじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を開き、事実確認の上でいじめを認知した。

具体的な対応

（１）被害生徒・保護者への対応

- ・学級担任と学年主任による家庭訪問を行った。
- ・Aと保護者の意向から、B、C、D及び保護者との謝罪の場を設定した。

（２）加害生徒・保護者への対応

- ・B、C、Dには、この出来事はいじめであること、学級内のグループ化や序列化がその要因になっていることを指導した。
- ・保護者へは学年主任が電話連絡で概要を伝え、A及び保護者への謝罪の場を設定し、謝罪に至った。
- ・謝罪の場には校長、生徒指導主事、学年主任、学級担任が同席した。集団内の序列化がいじめの要因となっており、長年の人間関係であっても許されないことを、学校全体の意見として校長はじめ複数教員から伝えた。

(3) 周囲の生徒等への対応

- ・全校集会において、生徒指導主事が、長年の人間関係の固定化や序列化による問題について全体指導を行った。
- ・当該学級においては、Aに配慮した席替えを緊急に行った。
- ・学級を問わず、帰りの短学活を充実させ、生徒同士の認め合いの場や関わり合いの場面を全学級で取り入れた。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・関係機関の支援センターへAについて報告し、養護教諭とS Cが担当職員と今後の対応について情報交換をした。
- ・校内研修の一環として教育委員会等から講師を要請し、固定化された人間関係を打破するための構成的グループエンカウンター等のエクササイズについて指導を受けた。

その後の経過

- ・Aは、S Cとの面談を定期的に行い、欠席もなくなった。学級役員としての活動は、任期終了まで学級担任や他のリーダーの支援を受けて活動した。2学期のQ-U検査の変容も見ていく必要がある。
- ・B、C、Dは、素直さが見られるようになったが、学級内での発言力の強さは変わらない。周囲への配慮ある言動やリーダーへの協力性に注視していく必要がある。



対処のポイント

(1) 諸検査を活用したいじめ認知と適切な事案対処（組織的対応）

- ・アンケート、諸検査を活用した相談・認知の体制づくり。
- ・いじめ防止基本方針に即した対策委員会の立ち上げと定期的見直し。

(2) 情報交換と実態把握（小・中学校、地域との連携）

- ・児童生徒の情報交換、諸検査、アンケートによる実態把握の共有化。
- ・学校・家庭・地域社会の信頼関係を高め、地域全体で生徒を育てる意識づくり。

(3) グループ化や序列化を防ぐ学級づくり（学級経営と校内研修）

- ・リレーションを深める集団づくりの工夫。（短学活での構成的グループエンカウンター等）
- ・授業における関わり合いの活性化。（多様なグループ・ペア学習等）

■本事例を振り返って

- ・少子化の進行に伴い、学校の小規模化が進んでいる。本事例のような小規模校は幼児期からの人間関係が固定化しやすく、グループ化や序列化を生みやすい傾向がある。小学校と情報を共有した上で、多様な関わりが生まれる取組を日常的に行っていく必要がある。
- ・中学校への入学を機に、前向きに自分自身を変えようとする生徒は多い。現在の小学校では自分たちでリーダーを決める機会がほとんどなく、輪番制等で様々な役割を経験させていることを、中学校教員は知っておく必要がある。小学校との情報交換を密にした上で、入学直後のリーダー選出については、その方法も含めて慎重に検討していく必要がある。
- ・毎月のアンケート以外でも、諸検査を面談やいじめ認知のきっかけにしていくことは重要である。諸検査の有効な活用法について校内研修を通して共有していくことも必要である。

【事例⑬】加害生徒が特定できないいじめの事例（高等学校）

〔被害生徒：1年女子 1名〕
〔加害生徒：特定できない〕

事例の概要

- ・朝のホームルーム後に、女子Aの友人である女子BからAの担任に「Aの様子がおかしい」との申し出があった。
- ・担任がAと面談したところ、今朝登校した際にAの内履きの中に、Aを誹謗中傷する内容が書かれた紙が入れられていたことが分かった。また、最近SNS上にAを誹謗中傷する内容の書き込みがあったことも分かった。しかし、いずれの事案も誰が行ったか分からず、心当たりもないとのことだった。

事実確認等

- ・担任はBからの申し出を受けてすぐにAとの面談を行った。Aがかなり動揺していたため、面談は保健室で行った。
- ・担任からいじめの疑いの情報を受けたハートフルリーダー（生徒指導主事）は、管理職に報告するとともに、生徒指導部及び学年と連携しながら、調査を行った。
- ・SNS上での書き込みについて、教員が検索を行ったが、特に書き込みは見つからなかった。
- ・学校いじめ対策委員会を開催し、加害生徒は特定できないもののAに関係している生徒である可能性が非常に高いと判断し、いじめと認知して対応していくこととした。
- ・アンケート調査から、数日前に玄関付近でAを誹謗中傷する落書きを見た生徒がいることが分かった。また、落書きに気付いた生徒は、Aが傷付かないように落書きを消していたことも分かった。

具体的な対応

（１）被害生徒・保護者への対応

- ・放課後にAの母親に来校してもらい、Aも同席の上で学年主任、担任が事案の概要及びこれまでの学校の対応、今後の対応方針について説明した。
- ・Aと母親には、必要に応じてSCとの面談ができることを伝えた。
- ・Aが別室登校を希望したため、それを認め、別室で学習支援を行うこととした。

（２）周囲の生徒等への対応

- ・Aから事情を聞いた後、Aの了解を得た上で臨時の学年集会を行い、状況の説明及び情報提供を求めた。また、臨時のアンケート調査も実施した。

その後の経過

- ・事案発生日からしばらくの間は担任からAの母親に電話連絡を行い、学校での様子と家庭での様子について情報共有を行った。
- ・Aと母親には今後気になることがあれば、いつでも学校に相談するよう伝えた。
- ・調査結果がまとまった時点で、母親に来校してもらい、結果を伝えるとともに、今後の学校の対応について説明した。

【今後の対応】

- ・担任や学年主任がAと定期的に面談を行い、学校生活における不安を取り除くようにする。
 - ・担任を中心にAの観察を行い、安心して学校生活を過ごせるように支援していく。
 - ・保護者と定期的に連絡を取り合いながらAを支援していく。
- ・Aはしばらく別室登校していたが、教員との面談をするうちに落ち着きを取り戻し、教室復帰することができた。



対処のポイント

（１）迅速な初期対応

- ・ハートフルリーダー（生徒指導主事）、管理職への第一報を迅速に行う。
- ・必要に応じて臨時学年集会の開催やアンケート調査を実施する。

（２）別室への被害生徒の避難

- ・被害生徒の心理的ストレス緩和を図る。

（３）保護者との連携

- ・保護者の考えを尊重し、保護者の了承を得ながら対応する。

■本事例を振り返って

- ・本事例は、いじめを受けた生徒の友人からの情報提供をきっかけとして対応が始まり、いじめを解消できた事例である。日頃から生徒と積極的にコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めるとともに、生徒が相談しやすい環境づくりをしていくことが重要である。

【事例⑭】他校と連携してSNS上で発生したいじめを解決した事例（高等学校）

〔被害生徒：2年女子 1名〕
〔加害生徒：他校2年女子 1名〕

事例の概要

- ・X高校に通う女子Bが、ツイッターにおいて、Y高校に通う女子Aのことを誹謗中傷し、さらにAの写真を要注意人物として掲載した。それがリツイートされ拡散し、Aの同級生であるY高校の生徒の間にも広まり、それを見たY高校の女子CがY高校の教員に報告して発覚した。

事実確認等

- ・Cに問題となったツイートの印刷物を持参してもらい、生徒指導主事とCの担任の2人で聞き取りをした。聞き取りの結果、Bは他の高校に通う生徒であり、A、Bはバンド活動を一緒にしている仲間と見られることが分かった。また、ツイッターの内容はY高校においてかなり広まっていることが分かった。
- ・問題のツイートはまだ閲覧可能であったため、スクリーンショットで記録するとともに、プロフィール、フォロワー、前後のツイートなどを確認し、発信者がX高校に通うBの可能性が高いことが分かった。また、Aのツイートも閲覧し、AとBにバンド活動での交友関係があること、Aは問題となるような書き込みをしていないことを確認した。
- ・生徒指導主事とAの担任がAから事実関係を確認したところ、ツイッターに書き込みをしたのはX高校のBに間違いなく、Bの彼氏と仲良くしたことへの腹いせではないかということだった。また、書き込みには事実でないことも含まれており、周りの生徒にどのように思われているか不安であるとのことだった。
- ・X高校の生徒指導主事に電話をし、事実関係を伝え、Bの聞き取りを依頼したところ、Bのツイートに間違いがないことが判明した。
- ・学校いじめ対策委員会を開き、BによるAに対する、SNS上での誹謗中傷といういじめであると認知した。

具体的な対応

（１）被害生徒・保護者への対応

- ・Aの精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安をやわらげるように対応した。
- ・Aの保護者に来校してもらい、事実関係を伝え、保護者の心情や要望を十分に聞いた上で、学校の対応方針を説明し、Aが安心して登校できるよう全力を尽くすことを伝えた。
- ・教員がリツイートされているものの削除を呼びかけることで、少しでも情報の広まりを抑えるように努めることとした。
- ・AにBが直接会って謝罪したいと話していることを伝えたが、Aがそれを拒否したため、会わないこととした。

（２）加害生徒・保護者への対応

- ・X高校に依頼して、速やかに問題のツイートを削除させた。
- ・X高校では、Bの保護者に来校してもらい、事実関係を伝えた上で、今後の生活改善について学校と家庭が連携して取り組んでいくことを確認した。

(3) 周囲の生徒等への対応

- ・ Aの同意を得た上で、生徒指導主事から全校生徒に対して、スマートフォンの使い方などについて指導した。また、面白半分で拡散した行為によっていじめの加害者になることもありうることを理解させた。
- ・ 各ホームルームにおいて、担任から、噂に振り回され、人を傷つけることがないように諭した。

その後の経過

- ・ 問題となったツイートに関する書き込みについて、確認できたものは全て削除できたため、それ以上の拡散はなかった。
- ・ AはBとは接触しておらず、ツイッターでのつながりも解消したため、新たな問題は起きなかった。
- ・ ホームルームにおいて、周囲の生徒がAに自然に接したことにより、A及びAの保護者の不安は解消した。



対応のポイント

(1) 事実の確認（スクリーンショットによる画像の保存）

- ・ 書き込み内容の正確な情報を入手するために画像の入手に努める。すぐに削除されることもあるため、問題がある書き込みを見た場合にはスクリーンショットなどで保存し、速やかに教員に報告するよう生徒に呼びかけておく必要がある。
- ・ アカウントが分かる場合、公開しているものであればその他の内容やフォロワーなどを確認し、全体像の把握に努める。

(2) 関係者が在籍する他校との連絡および連携

- ・ 他校生徒がトラブルに関係する場合、情報を共有しながら共通認識のもとで対応する必要がある。

(3) 削除依頼と関係機関との連携

- ・ 拡散した画像等の削除に努める。発信者の連絡先が分からない、発信者に削除依頼しても対応されない場合はプロバイダに削除依頼する。それでも問題が収まらないようなときには警察や法務局等に相談する。
- ・ 自画撮り被害等、重大な被害につながる恐れがある事案では、すぐに警察に相談する必要がある。

(4) 学校全体への事後指導

- ・ 詳細を学校全体に知らせることは、かえって被害者の苦痛になることもあるため、被害者に寄り添う形で対応する。ただし、問題の収束に向けて、言葉を選びながら、生徒が自らの行動を省みるような説諭を行う。特に、問題画像の転送や周りではやしたてたりするような発言によりいじめの加害者となることがないように指導する必要がある。

■本事例を振り返って

- ・ 事案の発覚が早く、また、加害生徒がすぐに反省し削除と謝罪をしたため、沈静化した。対応が遅れるほど問題となる情報の削除は困難になるため、SNSに関するいじめは早期発見と素早い対応が重要である。

【事例⑮】 SNS上における誹謗中傷により書き込んだ双方をいじめと認知した事例（高等学校）

（加害及び被害生徒：1年男子 2名）

事例の概要

- ・男子Aから担任にSNS上における誹謗中傷の書き込みについての相談があった。担任がAに詳細を聞いたところ、男子BのSNS上に明らかにAを指すような悪口が書き込まれているとのことだった。Bに事実確認を行ったところ、書き込みをしたことを認めたが、BもAに悪口をSNS上に書き込まれていると訴えてきた。

事実確認等

- ・Aからの相談を受けて学年では、いじめの疑いがあると判断し、学年主任がハートフルリーダー（生徒指導主事）に報告した。その後は、学校いじめ対策組織が中心となって対応することとなった。
- ・生徒指導部がAに対してBの悪口の書き込みについて確認したところ、Aはその事実を認めた。
- ・A、Bの級友や部活動の仲間からも2人の様子を聞いたところ、SNS上での書き込みについては級友たちも知っており、AとBのSNS上でのやり取りの書き込みや画像を保存していた。また、その証拠画像を提供してもらった。
- ・級友や部活動の仲間からの情報では、前々からAとBは廊下ですれ違いざまに誹謗中傷の言動を繰り返していたとのことであった。女子生徒との関係の問題から発展したようであり、双方ともにストレスを溜めていた様子である。
- ・学校いじめ対策委員会を開催し、SNS上での誹謗中傷の書き込み合いと判断し、双方向によるいじめと認知した。

具体的な対応

（１）被害及び加害生徒・保護者への対応

- ・即日、保護者に担任から電話連絡し、翌日に来校をお願いした。
- ・双方のやり取りの事実や今後の学校の対応について、保護者に詳細を説明した。
- ・A、Bには、SNS上に誹謗中傷するような内容を書き込まないことを指導するとともにSNS上に書き込まれたものは拡散される可能性があり、完全に削除するのは難しいことを理解させた。
- ・今後さらにSNS上に誹謗中傷を書き込まれた場合、速やかに保護者や学校に報告するよう指導した。

（２）周囲の生徒等への対応

- ・学年集会において、SNSの使い方を指導するとともに、「いじめは絶対に許されない、してはいけない」ことであることを伝えた。

（３）その他（関係機関との連携等）

- ・A、Bともに普段から行動が気になる生徒であったため、様々な視点からの対応が必要であると考え、A・BとSSWとの面談を行った。面談後、SSWが今後の対応や個別プログラムの必要性について学校に助言をした。

その後の経過

- ・担任、養護教諭、生徒指導部が役割分担しながらA、Bと継続的に面談や日誌交換を行った。普段の家庭生活や学校生活についてやりとりすることで、生徒理解が深まり、指導の手がかりが得られた。
- ・教員が継続的に指導することにより、徐々にAとBの関係は良好になっていった。



対処のポイント

(1) SNS上でのトラブルへの対応

- ・被害生徒が加害側になるケースが考えられるため、事実確認を丁寧に行う必要がある。
- ・トラブルの内容次第では警察等の関係機関との連携も必要である。

(2) 双方向のいじめへの対応

- ・AからBへ、BからAへ何が行われたかをしっかりと精査し、整理、判断することが大切である。
- ・周囲の生徒、保護者から情報を得ながら生徒の関係性をしっかりと把握して対応することが重要である。

(3) 継続した全校生徒への指導

- ・SNS上での書き込みがいじめにつながるケースはよく見られるため、情報モラルについて年間を通じて指導する必要がある。

■本事例を振り返って

- ・本事例は、双方が被害生徒であり加害生徒でもあるため、保護者との連絡をこまめに行い、保護者と協力しながら指導する、生徒の状況について情報共有を徹底するなど十分に配慮しながら対応する必要がある。

【事例⑯】生徒の障害の特性に合わせ、「いじめ」という言葉を使わない指導の事例（特別支援学校（高等部））

〔被害生徒：1年女子 1名〕
〔加害生徒：1年女子 2名〕

事例の概要

- ・夏季休業明けに実施した学校生活アンケートにおいて、女子Aがいじめを受けたと回答し発覚した。学級担任が聞き取りを行ったところ、以下の2つの出来事について不快な思いをしたとのことであった。

- ・授業中、女子Bから、理解できない内容を話しかけられた。
- ・女子Cに、突然自分の筆箱を取られた。

- ・Aは中学校特別支援学級より進学。知的障害、構音障害、発達性協調運動障害。物静かで口数が少なく、自分から友達と関わろうとすることは少ない。教員に対しては、慣れてくると話しかけることができる。
- ・Bは中学校特別支援学級より進学。知的障害。児童養護施設に入所し、通学している。授業中等、場面にかかわらずおしゃべりをすることがある。Aとは作業学習で同じ班に所属している。
- ・Cは本校中学部より進学。知的障害、自閉症。特定の人物の言動に反応し、興奮して走り出したり、他の人の筆箱や眼鏡等を衝動的に取ったりすることがある。

事実確認等

- ・A、B、Cに対して学級担任が聞き取りを行ったが、障害の特性上、いじめの場면을特定することは難しかった。
- ・それぞれの生徒の様子や状況について、学級担任及び授業担当者等から情報を収集し、学校いじめ対策委員会を開催して対応を検討した結果、Aが嫌な思いをしたことや生徒の行動の特徴、教員が日々の指導で把握している様子等を考慮し、いじめと認知することとした。
- ・加害生徒、被害生徒双方の障害の特性により、「いじめ」という言葉に過敏に反応する可能性が考えられるため、各生徒の障害の特性に応じて、「いじめ」という言葉は使わずに対応を進めていくこと、生徒一人一人の具体的な対応内容・計画を作成した上で保護者に説明することを共通理解した。

具体的な対応

（１）被害生徒への対応

- ・嫌な思いをしたことを受け止めながら、BやCの特徴、悪気があってそのような行動をしているわけではない、ということをAの特性に合わせ丁寧に伝えた。また、嫌なことをされたときの対応について、気持ちの伝え方や制止の仕方等を練習する機会を設定した。

（２）加害生徒への対応

- ・Bには、Aが嫌な思いをしていたことを伝え、その理由について学級担任と一緒に確認した。また、自分の行動を振り返り、嫌な思いをさせないためにはどのように行動すればよいのかについて考える時間を設けた。不適切なタイミングでの会話は、そのつど近くにいる教員が指導を行った。
- ・Cには、他の人の物を取る行為の善悪について継続的に指導を行うとともに、「他人の物は取

りません」と約束事を決め、定期的に確認した。

(3) 保護者への対応

- ・学級担任からそれぞれの保護者に対し、経緯や事実関係、今後の指導内容等について説明を行った。生徒の障害の特性による人との関わり方やコミュニケーション等に関する課題として対応していく旨を伝えたところ、保護者からも協力的な返答があった。

(4) 周囲の生徒等への対応

- ・相手の気持ちを考えて行動することの大切さ等について、各学級で全体に指導する機会を設定した。

(5) その他（関係機関との連携等）

- ・学級担任がBの生活の場となっている児童養護施設の担当者と連絡を取り、学校と連携して指導にあたることとした。

その後の経過

- ・AはCの行為がなくなったことで、不快な思いを抱かなくなった。また、少しずつではあるが、嫌な気持ちを相手に伝える場面が増えてきている。Bについては「困っているときに助けてもらった」と話し、頼りにする様子も見られている。
- ・BはAに対して不用意な関わりをすることがなくなり、Aを手助けする姿も見られるようになった。
- ・Cは衝動的な行動をとることがあるものの、Aの物を取る行為は見られなくなった。



対処のポイント

- (1) 「いじめ」という言葉を使わない指導
 - ・関係生徒が再び良好な関係を築けるよう、効果的に行動の変容を促すために、生徒の状況に応じて柔軟に対応することが大切である。
- (2) 生徒の実態に応じた対応
 - ・具体的な場面を設定し、とるべき行動を具体的に示した上で指導することが重要である。
- (3) 組織的な取組
 - ・生徒によっては、問題となった行動を繰り返すこともあるため、その場にいる教員が適切に指導できるよう、対応について共通理解しておくことが大切である。

■本事例を振り返って

- ・見過ごされがちな物事の捉え方や言動について、いじめの定義に則っていじめと認知し、障害特性に応じた指導方針や具体的な対応について協議し、組織的に指導に取り組むことができたことで問題解決につながったと考えている。

【事例⑰】何気ない関わりの中で起きた知的障害のある児童のいじめの事例（特別支援学校（小学部））

〔被害児童：1年男子 1名〕
〔加害児童：3年女子 1名〕

事例の概要

- ・学部集会の前に、女子Bが男子Aの腕をギュッと握った。この事案の直後に行われたいじめアンケートにおいて、Aが「わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがある」の項目に記入したことで事案が発覚した。
- ・Aと同じクラスの男子Cもその様子を見ており、いじめアンケートの「わけもなくたたかれたり、けられたりしているのを見たことがある」の項目に記入した。

事実確認等

- ・A、Bは知的障害の児童である。
- ・いじめアンケートの提出先である教頭が、内容を見て、事実関係を確認するよう学級担任に指示し、聞き取り調査を行った。その結果は以下の通りである。
 - A：Bにとって邪魔な場所にいたから、どけるよう訴える意味で握られたのかもしれない。握られたことに対して、Bに何も言えなかった。腕が少し赤くなる位の痛さに、びっくりしたから。その後、Bとは仲良くしている。
 - B：腕をギュッと握ったことを覚えていない。AはCとけんかをしているように見えたので、2人の手をつかんだような気がする。
 - C：BがAの腕をつかんでいるのを見た。理由はわからないが、Aがふざけているのを注意するためだったのかもしれない。Aは、腕を握られて嫌そうな顔をしていた。
- ・いじめアンケートの結果と、聞き取り調査を受けて、学校いじめ対策委員会を開き、調査内容の共通理解と今後の指導方針について話し合った。Bの行為について、意図的ではないものの、Aが嫌な思いをした事実からいじめとして認知することとした。
- ・今後の方針として、Aへの説明、Bへの指導と、AとBの保護者への説明を行うこととした。また、周囲の生徒との関わり方について、学部全体で集まる機会を設定し、指導を行うこととした。

具体的な対応

（１）被害児童・保護者への対応

- ・Aに対してBの行為が意図的でなかったことを丁寧に説明し、理解してもらった上で、Aの保護者への説明は教頭が行った。具体的にBの名前を出して説明した。Aの保護者からは、うちの子は大丈夫なので、Bの今後のケアをお願いしたい旨の申し出があった。

（２）加害児童・保護者への対応

- ・学級担任が中心となり、SSTの手法を用いて、こんなことをされるとどんな気持ちになるかなど、具体的な場面を挙げて指導を行った。
- ・Bの保護者への説明は、教頭と学級担任が行った。些細なことであっても、相手が不快に感じるような出来事であれば、いじめと捉え対応していく旨を話した。保護者は謝罪した上で、本人に注意することを約束した。

(3) 周囲の児童への対応

- ・終業式で学部主任から、小学部全児童に対して話をした。

「○学期を振り返ると、楽しい行事がたくさんありました。それは友達と一緒に活動できたから。友達と仲良くできたからです。これはとっても大事なことです。友達と話をする時、肩をドンドン叩いたり、服を引っ張ったりされたらどんな気持ちになりますか？びっくりしたり、悲しくなったりします。話したい時、見て欲しい時はどうしたら良いですか？肩を優しくトントンしたり、言葉で伝えたりすると良いですね。友達と仲良くするためには、友達の気持ちを考えて行動するようにしましょう。」

その後の経過

- ・その後、AとBは仲良く関わり合っている。また、小学部全体を見てもその後のアンケート調査で、聞き取りを必要とする事案は無かった。



対処のポイント

(1) いじめアンケートの実施

- ・今回は事案直後にいじめアンケートを実施したことで事案が発覚した。些細な事案でも児童が記入したことに真摯に対応し、いじめと認知した上で児童の成長につなげる指導をすることが重要である。
- ・児童は、アンケートの趣旨をよく分からないまま、直前に起こった友達との些細な行き違いを「はい（いじめは）あります。」と書いた可能性がある。アンケートの趣旨について理解が十分でない児童には、実態に応じて教員が丁寧に事実を聞き取ることが大切である。

(2) 教員と児童との信頼関係の構築

- ・事実確認（聞き取り調査）では、児童が正直に話してくれた。児童と学級担任間の普段の信頼関係があったからこそ、聞き取り調査で真実を知ることができた。問題が起こる前の信頼関係を良好に築くことがいじめ防止につながる。

(3) 組織的対応の重要性

- ・こうした些細な出来事は、日常起こりうるものである。こうした関わりについて、機会ある毎に指導していく必要がある。その際、ハートフルリーダーを中心に、生徒指導主事や学部主任、学級担任などが連携し、組織的に対応する必要がある。

■本事例を振り返って

- ・今回の事案を機に、年に2回だったアンケートを3回にし、その他に年に3回、児童と学級担任間で個別面談を行うようにした。

【事例⑱】お互いにいじめられていると訴えている知的障害のある児童のいじめの事例（特別支援学校（小学部））

（加害及び被害児童：小学部1年女子 2名）

事例の概要

- ・ 女子A、女子Bが、お互いにいじめられていると訴えている。
- ・ Aは発達障害があり、Bは集団での学習経験がなく就学した児童（発達年齢は、4歳程度）である。
- ・ いじめは、児童への「いじめに関するアンケート」で発覚した。
（自分で記入することが難しいため、個別に担任が聞き取りを行った。）
- ・ AとBは仲良く遊ぶことが多いが、A、Bとも学級の中では能力が高くライバル関係にあり、いつも競い合っているため、活動の順番を決める場面や、同じおもちゃで遊ぶ場面で言い争いになることがあった。

事実確認等

- ・ 「いじめに関するアンケート」についての事実確認をA、Bから学級担任が丁寧に聞き取りを行った。
- ・ AとBから、共通して利用している放課後等デイサービスでも同じようなことがあるという申し出があったため、デイサービスに電話連絡し情報収集を行った。
- ・ 学校いじめ対策委員会を開催し、事例に関する話し合いを行い、双方向のいじめと認知して対応していくこととした。

具体的な対応

（１）加害および被害児童への対応

- ・ 自分の行動を振り返って考えるように促しながら、適切な行動の仕方を指導した。
- ・ SSTを活用し、負けず嫌いの2人がトラブルになりそうな場面でどう行動すればよいかを考えさせた。

（２）加害および被害児童・保護者への対応

- ・ 保護者には「いじめ」という言葉は使わずに、AとBから聞き取ったことや普段の関わりについて説明し、家庭ではどのような話をしているのか情報提供してもらった。
- ・ AとBが、友達との関わり方を学んでいる過程であること、良い関係を作っていけるように指導していくことを保護者に伝えて、理解してもらった。

（３）周囲の児童等への対応

- ・ AとBに対するSSTを活用した指導は授業の中で行ったため、同じ学級の児童にとってもいじめの未然防止に効果があったと思われる。

(4) その他（関係機関との連携等）

- ・ デイサービスの関係者とは、下校時の情報交換に加えて、必要に応じて電話で連絡を取り合いながら情報を共有した。また、長期休業中に教員がデイサービスを訪問して施設での児童の様子を見学したり、学校見学会においてデイサービスの方に学校での児童の様子を見てもらった。

その後の経過

- ・ 些細なことから言い争いになることはあるが、その都度、適切な行動について指導することで言い争う回数は減ってきている。
- ・ 定期的にA、Bからの聞き取りを行い、その状況を学校いじめ対策組織で情報共有しながら継続して指導している。



対処のポイント

(1) 機を逃さずに、具体的な行動を教える。

- ・ 気を引きたい、関わりたい気持ちをうまく伝えられずに、悪口のような形で話してしまう児童には、『〇〇さん、〇〇しよう。』と言えればいいよ。』など、具体的な行動を伝える。

(2) SSTを活用し、自分たちでトラブルにならない方法を考える。

- ・ すぐろくゲームなど、負けず嫌いの2人がトラブルになりそうな場面を授業の中で設定し、その中でどのようにしたら仲良くできるかを自分たちで考えるようにする。

(3) 視覚的に分かりやすく行動を示す。

- ・ 上記(1)(2)で学習した適切な関わり方を、目につく場所に貼って意識して行動できるようにする。

【例】 取り合いになるおもちゃに、「かしてといわれたらかす」「タイマーがなかったらこうたいする」等を貼っておく。

■本事例を振り返って

- ・ 些細なけんかであっても、児童からの訴えがあった場合には、学校いじめ対策委員会を必ず開催し、情報を共有した上で、対応の方向性を共通理解して取り組むことが必要である。
- ・ 友達とのかかわりを客観的に捉えることが難しいケースには、SSTや視覚的に分かりやすく行動を示す方法が有効であると考えられる。
- ・ 障害の特性により、収束まで時間がかかるケースの場合は、長期的な視点をもって関係児童の関わりを学校全体で見守っていく必要がある。

索引

【あ】

- アセスメント 10
- アンケート
 - 調査の保存期間 16
 - 用紙回収後の対応 16
- いじめの
 - 解消 20, 21, 22, 32, 34, 38, 58, 60
 - 事案対処 2, 4, 5, 7, 8, 17, 23, 55
 - 早期発見 2, 4, 5, 7, 8, 14, 15, 16, 17, 60
 - 定義 1, 33, 34, 64
 - 防止等のための取組 5, 8
 - 未然防止 1, 2, 4, 5, 7, 8, 9, 12, 21, 34, 38, 40, 42, 67

【か】

- 学校いじめ対策委員会 14, 28, 31, 33, 35, 37, 39, 40, 44, 47, 48, 50, 52, 54, 57, 59, 61, 63, 65, 67, 68
- 学校いじめ対策組織 1, 4, 5, 8, 14, 16, 17, 18, 20, 24, 28, 30, 61, 68
- 学校いじめ防止
 - 基本方針 1, 5, 7, 8, 9, 12, 13, 14, 17, 53, 54, 55
 - プログラム 9, 14
- 学校評価 4, 5, 8
- 議事録 5
- 警察 2, 22, 23, 60, 62
- 校内研修 5, 7, 8, 34, 53, 55, 56
- 個別の指導計画 35, 36, 52, 53

【さ】

- 削除依頼 60
- 自己有用感 18, 34, 53
- 児童相談所 2, 22, 35, 36

- 重大事態 16, 24, 25, 26, 40
- 人権教育 7, 11
- 双方向の行為 27, 31, 32

【た】

- 体験活動 11, 12, 52
- 道徳教育 7, 11, 37, 38, 52
- 特別支援コーディネーター 36
- 特別な支援 27, 28, 35, 52, 53

【な】

- 人間関係づくり 9, 14, 32, 37, 38

【は】

- 発達障害 35, 52, 67
- ハートフルリーダー 4, 7, 14, 17, 22, 28, 57, 58, 61, 66
- 評価項目 5, 8
- プログラム化 9
- ホームページへの掲載 5

【P】

- P D C A サイクル 4, 5, 8

【S】

- S C 4, 6, 15, 18, 21, 29, 30, 34, 36, 40, 41, 42, 48, 51, 52, 53, 55, 57
- S N S 13, 27, 50, 51, 57, 59, 60, 61, 62
- S S T 9, 65, 67, 68
- S S W 4, 15, 23, 36, 40, 52, 53, 61

「いじめ対応の手引き」作成委員

平成31年3月現在

青森市立泉川小学校	教	諭	横山清之
五所川原市立いずみ小学校	教	諭	鳥谷部淳也
平川市立柏木小学校	教	諭	花岡淳子
野辺地町立若葉小学校	教	諭	對馬孝
風間浦村立風間浦小学校	教	諭	皆川洋介
南部町立福地小学校	教	諭	戸未浩之
青森市立南中学校	教	諭	山本泰久
中泊町立中里中学校	教	諭	奥田顕司
弘前市立石川中学校	教	諭	太田奈菜子
十和田市立東中学校	教	諭	中野渡聡
むつ市立大平中学校	教	諭	葛西和人行
八戸市立長者中学校	教	諭	森永洋行
県立八戸東高等学校	教	諭	山田明佳
県立北斗高等学校	教	諭	葛原浩
県立黒石商業高等学校	教	諭	村上博樹
県立八戸聾学校	教	諭	田中宏幸
県立弘前第一養護学校	教	諭	福田寛
県立八戸第一養護学校	教	諭	小笠原渉

東青教育事務所	指導主事	石川慎
西北教育事務所	指導主事	蒔苗尚文
中南教育事務所	指導主事	鎌田寛市
上北教育事務所	指導主事	乗田育人
下北教育事務所	指導主事	杉原憲一郎
三八教育事務所	指導主事	堀合貴之
青森県総合学校教育センター	指導主事	柴谷崇之
〃	指導主事	大野仁

(敬称略)

なお、次の者が編集に当たりました。

青森県教育庁学校教育課	課長	長内修吾
〃	課長代理	伊藤明德
〃	副参事	中村豊
〃	主任指導主事	三和明久
〃	主幹	伊藤哲也
〃	指導主事	中村光博
〃	指導主事	工藤慶憲

引用・参考文献

【文部科学省】

- 「不登校重大事態に係る調査の指針」
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月)
- ・小学校学習指導要領解説 総則編(平成29年3月)
- ・中学校学習指導要領解説 総則編(平成29年3月)

【国立教育政策研究所生徒指導進路指導研究センター】

- 「生徒指導リーフ」

【青森県・青森県教育委員会】

- 「青森県いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定 青森県・青森県教育委員会)

【青森県教育委員会】

- 「いじめ問題対応の手引き」(平成26年3月 青森県教育委員会)

【県外教育委員会】

- 「いじめ対応マニュアル」<改訂版>(平成29年8月 兵庫県教育委員会)
- 「いじめ対応の手引」(平成29年3月 宮城県教育委員会)

【その他】

- 「特別支援教育〔実践〕ソーシャルスキルマニュアル」(上野一彦／岡田智 明治図書)
- 「対人関係ゲームによる仲間づくり—学級担任にできるカウンセリング」
(田上不二夫 金子書房)
- 「特別支援教育コーディネーターのための対人関係ゲーム活用マニュアル」
(田上不二夫 今田里佳 岸田優代 東洋館出版社)
- 「学校グループワーク・トレーニング シリーズ」
(日本学校GWT研究会 遊戯社・図書文化)
- 「エンカウンターで学級が変わるシリーズ」(國分康孝 図書文化)
- 「いじめ」させない見逃さない(法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

いじめ対応の手引き

平成31年3月 発行

発行者 青森県教育庁学校教育課

〒030-8540

青森県青森市長島一丁目1番1号

電話番号 017-734-9897

FAX番号 017-734-8270

